

滋賀県公共施設等マネジメント基本方針 (原案)

平成 27 年(2015 年)11 月
滋 賀 県

目 次

策定趣旨等	1
(1) 策定趣旨	1
(2) 方針の位置づけ	2
(3) 方針の構成	2
(4) 方針の期間	3
(5) 対象施設	3
1. 公共施設等の現状および将来の見通し	4
(1) 公共施設等の老朽化の状況	4
(2) 総人口および年代別人口の今後の見通し	6
(3) 県の財政状況	8
(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し	9
2. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	11
(1) 現状および課題に関する基本認識等	11
(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	12
(3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策	22
(4) フォローアップの実施方針	22
3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	23
(1) 庁舎等	24
(2) 学校	26
(3) 警察施設	28
(4) 道路施設	30
(5) 河川管理施設	32
(6) 港湾施設	34
(7) 治水ダム	36
(8) 砂防関係施設	38
(9) 公園施設	40
(10) 県営住宅	42
(11) 農業水利施設等	44
(12) 治山・林道施設	46
(13) 交通安全施設	48
(14) その他施設	50
(15) 公営競技事業施設	52
(16) 流域下水道施設	54
(17) 工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設	56
(18) 病院	58
参考資料	61

策定趣旨等

(1) 策定趣旨

本県では、高度経済成長期以降、人口増や経済成長に伴う県民ニーズに対応して集中的に公共施設等の整備を推進してきました。

その後、社会経済情勢の変化や地域における施設の充足状況、地方分権改革の進展に伴う県の役割の変化等を踏まえて、平成17年度以降は、公の施設を中心に、施設のあり方について継続的に見直しを行い、廃止や市町等への移管など量的改革を進めるとともに、存続させる施設についても、指定管理者制度の導入など効果的かつ効率的な運営に努めてきました。

また、安全・安心の確保の観点から、建築物等の耐震化により、大規模な地震による被害に備えるとともに、災害救助、救援物資輸送のための緊急輸送道路やライフラインの確保対策などのインフラ施設における地震防災対策も進めてきたところです。

県が保有する公共施設等は、道路や学校など県民の皆さんの生活になくてはならないものであり、そのサービス水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくことが何より重要です。

一方で、高度経済成長期に整備した公共施設等を中心に老朽化が深刻となっており、今後、大規模改修や更新（建替）の時期が集中的に到来することへの対応や、人口減少や少子高齢化の進行に伴う利用ニーズの変化への対応が求められます。

さらに、社会保障関係費の増加や平成36年の国民体育大会開催に向けた財政需要等により、今後とも、県財政は厳しい状況が続くことが見込まれることから、サービスとのバランスも考慮の上、公共施設等に係る投資の重点化を図り、限られた財源を有効に活用していくことが一層必要となります。

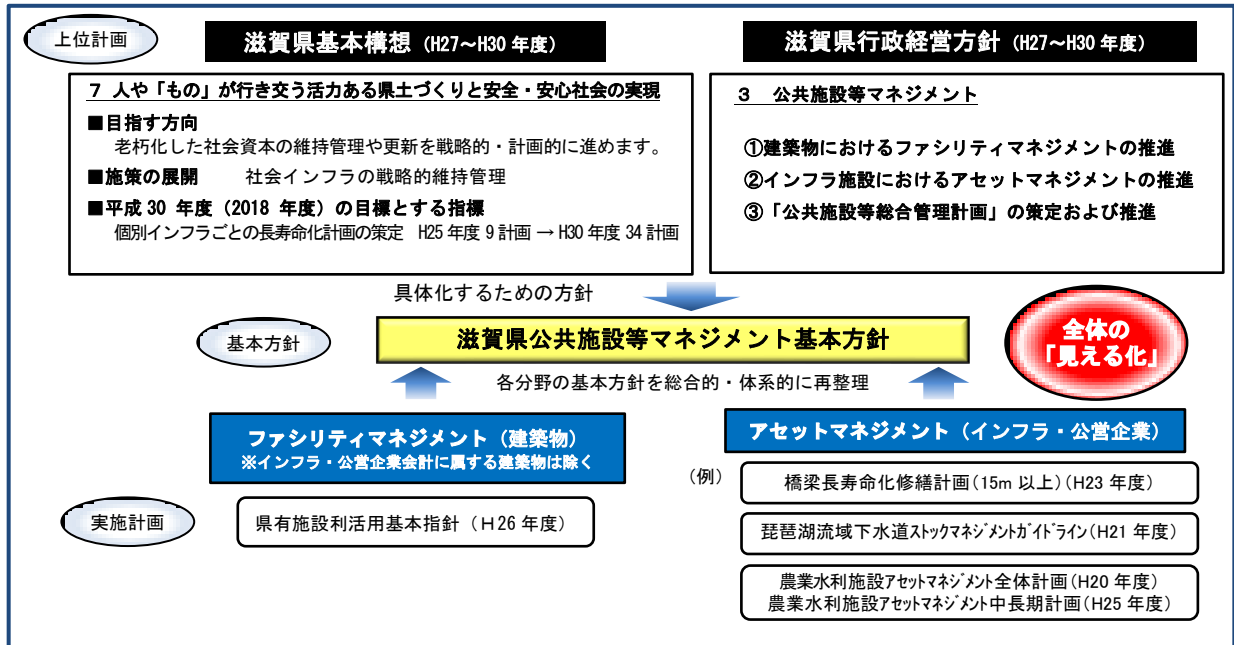
こうした公共施設等の果たすべき役割と取り巻く様々な課題を踏まえると、県としての統一的な方針と横断的な体制をしっかりと整え、県民の皆さんとの協働や民間活力の積極的な活用なども図りながら、県の保有施設全体について、質・量の両面から県民ニーズに即した最適化を図っていくことが重要です。

この方針は、こうした認識のもとで、県の基本的な方針を中長期的かつ総合的な観点から取りまとめたもので、平成26年4月に総務省から策定要請があった「公共施設等総合管理計画¹」として策定するものです。

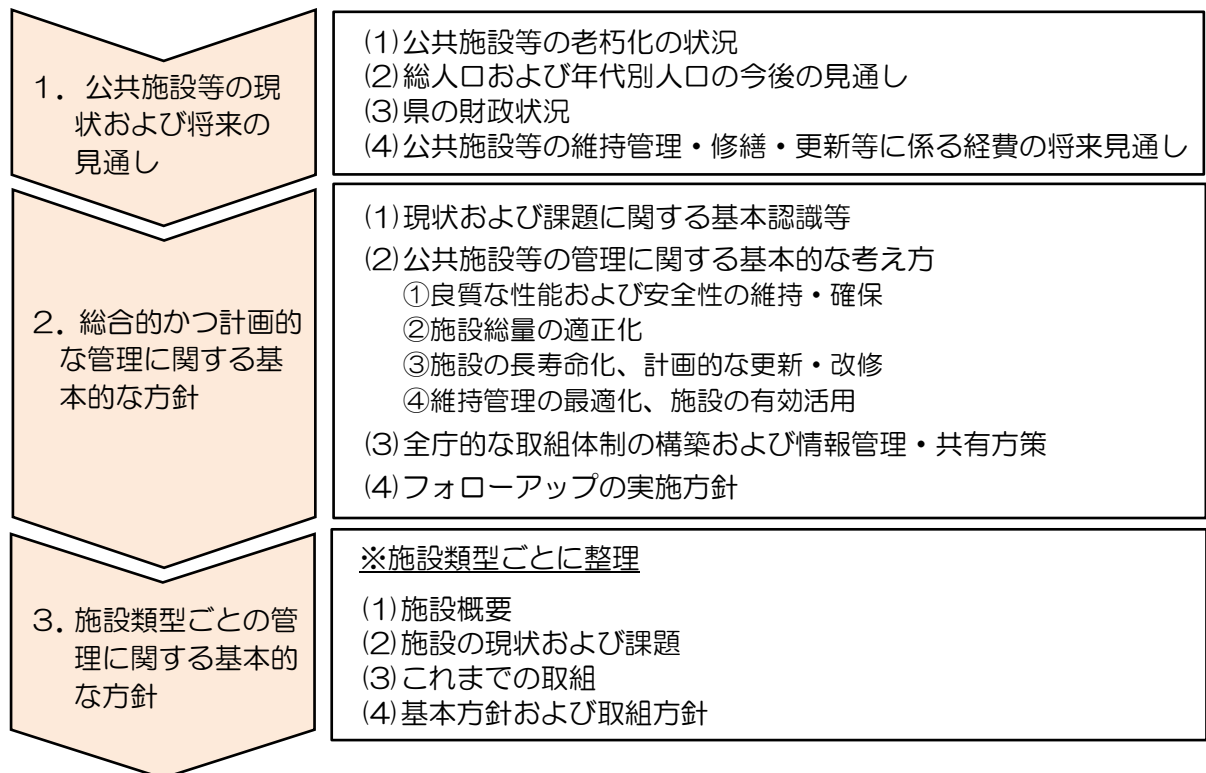
¹ 地方自治体がそれぞれの公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために策定する計画。

(2) 方針の位置づけ

この方針は、「滋賀県基本構想」の重点政策に掲げる『人や「もの」が行き交う活力ある県土づくりと安全・安心社会の実現』および「滋賀県行政経営方針」の経営方針に掲げる『公共施設等マネジメント』の具体化を図るため、現在進めているファシリティマネジメント²（建築物）およびアセットマネジメント³（インフラ施設等）の取組の「見える化」を図りながら、本県の公共施設等全体にわたる基本的な方針を総合的・体系的に取りまとめたものです。



(3) 方針の構成



² 土地、建物、設備等の財産を経営資源と捉え、経営的視点に基づき、総合的・長期的観点からコストの便益の最適化を図りながら、財産を戦略的かつ適正に管理・活用するための手法。

³ 公共事業により造成された資産を効率的・経済的、また、環境にも配慮しながら維持管理する手法。

(4) 方針の期間

公共施設等の基本的な方針を考える上で、将来の社会経済情勢の変化や県の財政状況等を考慮する必要があることから、本方針の期間は、平成 28 年度（2016 年度）から平成 37 年度（2025 年度）までの 10 年間とします。

(5) 対象施設

本方針において対象とする公共施設等⁴（以下、本文中「施設」という。）は、建築物、インフラ施設、公営企業施設など県が所有し、または管理する全ての施設のほか、県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設（農業水利施設）も含むものとし、具体の種類は、下表のとおりとします。

施設の種類		主な施設	
公共施設等	建築物	①庁舎等	県庁舎などの建築物
		②学校	県立学校
		③警察施設	警察署、交番・駐在所、待機宿舍等の警察本部所管の建築物
	インフラ施設	④道路施設	橋梁、トンネル、舗装路面、道路附属物 等
		⑤河川管理施設	樋門、可動堰 等
		⑥港湾施設	大津港、彦根港、長浜港、竹生島港
		⑦治水ダム	余呉湖ダム、日野川ダム、石田川ダム、宇曾川ダム、青土ダム、姉川ダム
		⑧砂防関係施設	砂防堰堤、床固、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
		⑨公園施設	都市公園
		⑩県営住宅	県営住宅
		⑪農業水利施設等	農業水利施設、農業用ダム・ため池、農道、地すべり防止施設
		⑫治山・林道施設	治山堰堤、山腹工、林道等
		⑬交通安全施設	信号機、大型標識 等
		⑭その他施設	自然公園施設、水質自動測定局 等
	公営企業施設	⑮公営競技事業施設	競艇場
		⑯流域下水道施設	管渠、処理場、ポンプ場 等
		⑰工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設	管路、浄水場 等
		⑱病院	成人病センター、小児保健医療センター、精神医療センター

⁴ 公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理場等）等も含む包括的な概念（「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」（総務省、H26.4.22）。本方針では、県が将来の更新経費等の財政負担を負うことが見込まれる施設（農業水利施設）も含む。

1. 公共施設等の現状および将来の見通し

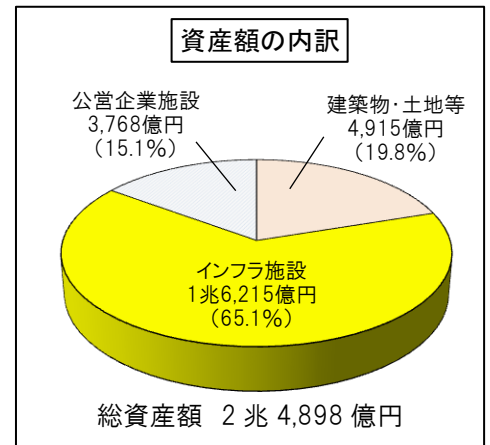
(1) 公共施設等の老朽化の状況

①全体規模

財務諸表の貸借対照表（平成 26 年 3 月 31 日現在）では、施設（県管理以外の施設は除く）の資産額は、約 2 兆 4,898 億円となっています。

内訳は、普通会計のうち建築物・土地等が 4,915 億円、インフラ施設が 1 兆 6,215 億円、また、公営企業施設が 3,768 億円となっています。

※ 県庁舎や学校など、公共用に使用するための資産（土地、建物、機械装置等）の金額で、建物等は減価償却の累計額を差し引いた額です。

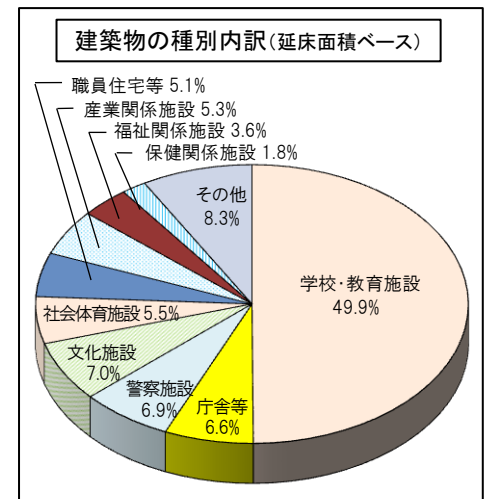


②建築物の状況

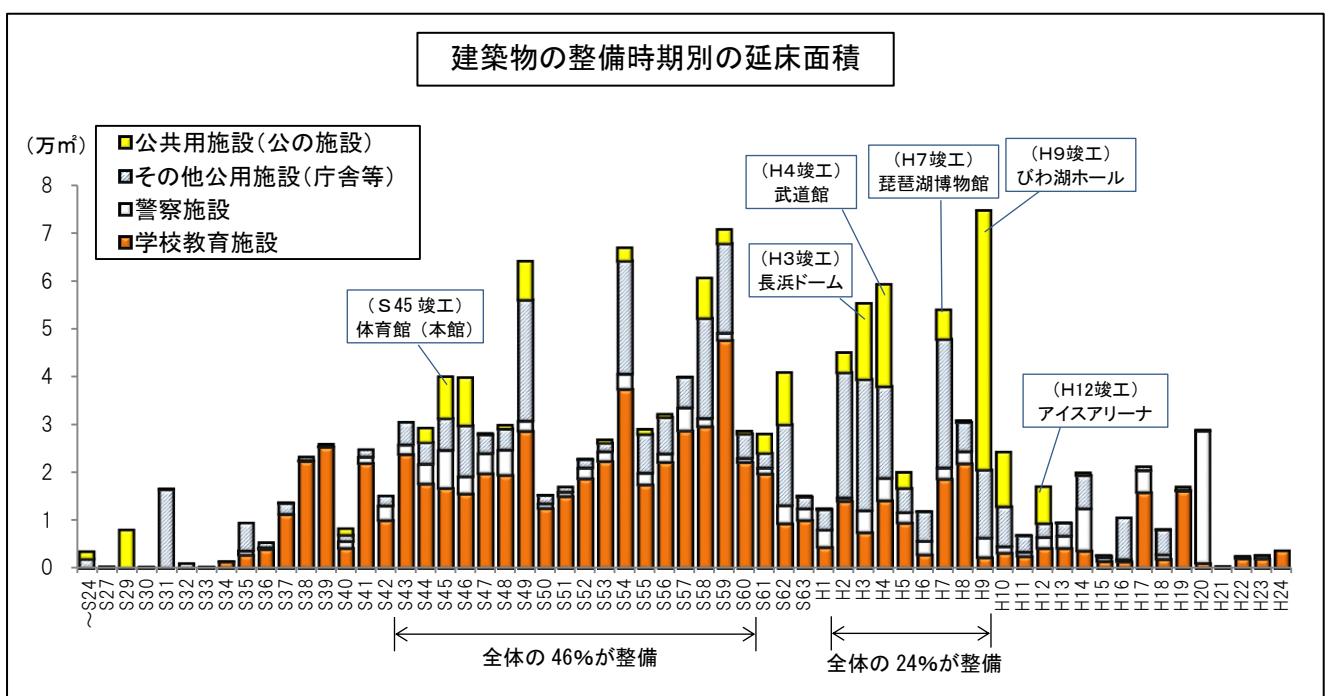
建物数が約 4,100 棟、施設数が 494 施設、延床面積が約 147 万㎡で、このうち半分を学校・教育施設が占めています。

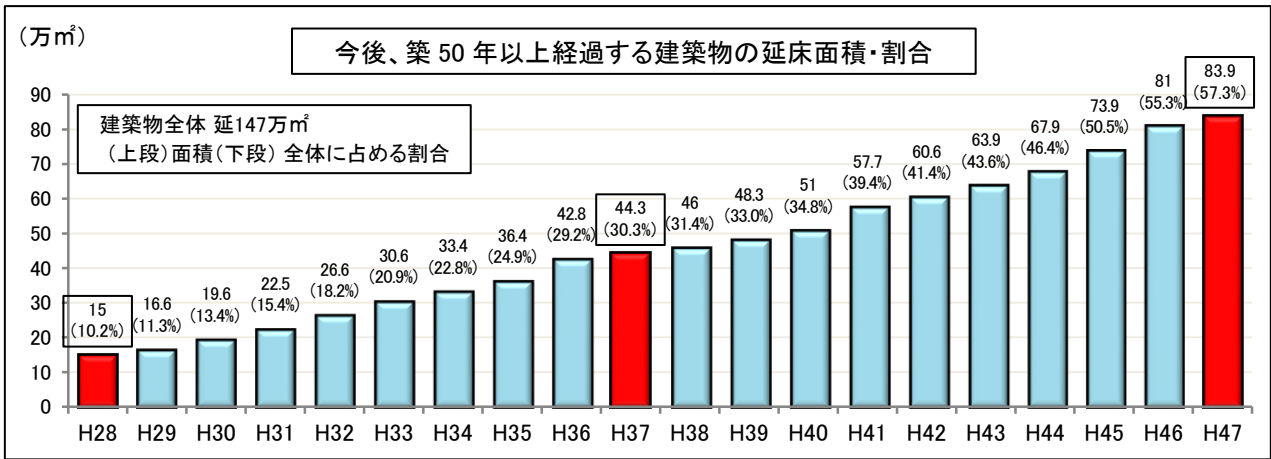
また、建築物の建設時期は、昭和 43 年度～昭和 60 年度にかけて全体の約 46%、平成 2 年度～平成 9 年度にかけて約 24%が整備されており、一般的に建物の使用期間（※）とされる築 50 年以上の施設の割合（面積ベース）は、現状では 10%程度ですが、10 年後には約 30%、20 年後に約 60%近くまで増加する見込みです。

※ 耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数。この年数を超えても使用に耐えられないというものではありません。



(注)公有財産表(平成 26 年度末現在、県立学校については平成 27 年度見込み)を基に作成。





(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。

③インフラ施設・公営企業施設の状況

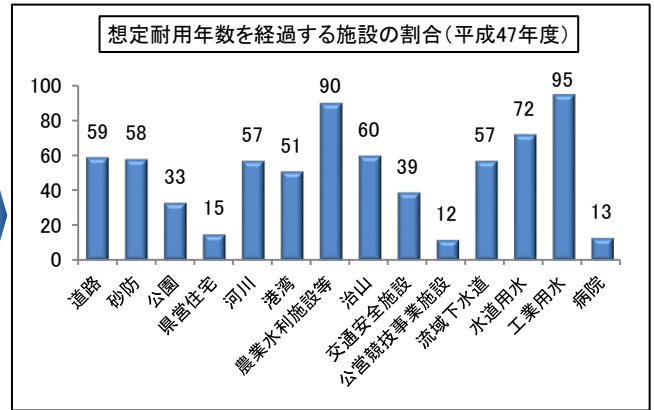
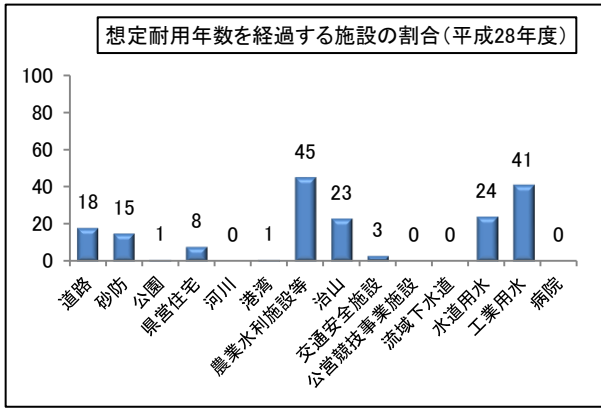
インフラ施設および公営企業施設においても、老朽化が進行しており、現状の施設に対し保全・更新等の対策を講じない場合、想定される耐用年数を経過した施設の割合は大幅に増加し、以下のとおりとなる見込みです。

例えば、インフラ施設のうち、道路施設（15m以上の橋梁）については、20年後となる平成47年度には約59%、農業水利施設（基幹水路）については約90%が想定される耐用年数を経過することになります。

また、公営企業施設も同様に、例えば、流域下水道施設の処理場等では約57%、工業用水道事業施設の管路では約95%が想定される耐用年数を経過する見込みとなっています。

施設分野	想定耐用年数を経過する施設の割合		備考 (想定耐用年数 ※)
	H28年度	H47年度	
道路施設 ※橋梁(15m以上)	約18%	約59%	建設後50年
砂防関係施設	約15%	約58%	建設後50年
公園施設	約1%	約33%	建設後50年
県営住宅	約8%	約15%	簡易耐火造平屋建：30年 準耐火造住宅等：45年 中層耐火造住宅等：70年
河川管理施設 ※矢板護岸、管理橋除く	約0%	約57%	建設後40年
港湾施設	約1%	約51%	建設後50年
治水ダム	—	—	半永久施設 (機械・電気通信設備は除く)
農業水利施設等(基幹水路)	約45%	約90%	建設後40年
治山施設	約23%	約60%	建設後50年
交通安全施設	信号柱約3%	信号柱約39%	建設後42年(コンクリート柱)
公営競技事業施設	約0%	約12%	建設後50年
流域下水道施設	約0%	処理場・ポンプ：約57% 管渠：約17%	建設後50年(土木躯体のみ、機械・電気設備は除く)
工業用水道事業施設 ・水道用水供給事業施設	水道用水道(管路)：約24% 工業用水道(管路)：約41%	水道用水道(管路)：約72% 工業用水道(管路)：約95%	建設後40年
病院	約0%	約13%	建設後50年

(注) 耐用年数は想定であり、この年数を超えると使用に耐えられないというものではありません。



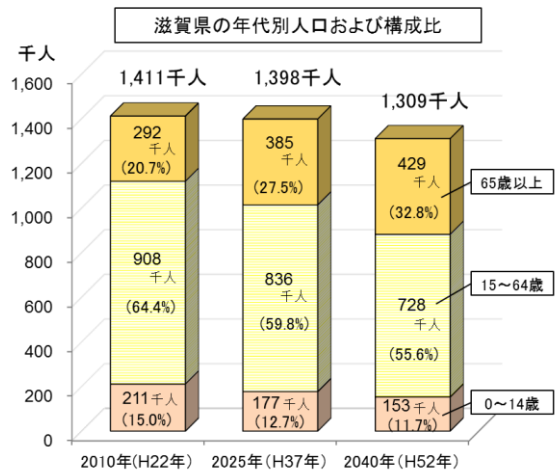
(注) 現存施設における面積を基に作成しており、今後の新築・廃止等に伴う面積の増減は考慮していません。また、保全・更新等の対策を講じないものと仮定して算出しています。

(2) 総人口および年代別人口の今後の見通し

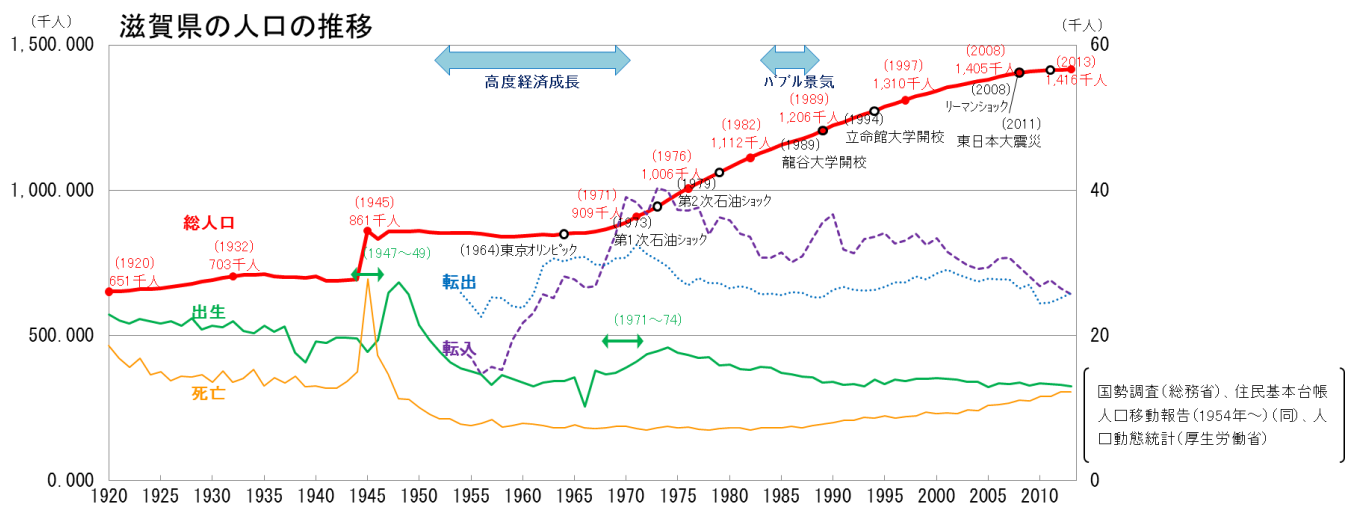
①人口の将来推計

これまで全国でも数少ない人口増加県であった本県でも、平成26年10月1日現在の推計人口で48年振りのマイナスとなり、人口減少局面に入ったと推測されています。

年代別では、年少人口および生産年齢人口が減少し、特に生産年齢人口の割合は、平成52年には55.6%まで落ち込む一方、高齢者(65歳以上)人口は29.2万人から42.9万人へと、30年間で約1.5倍に増加するとされており、高齢者人口の割合は、32.8%まで高まると予測されています。

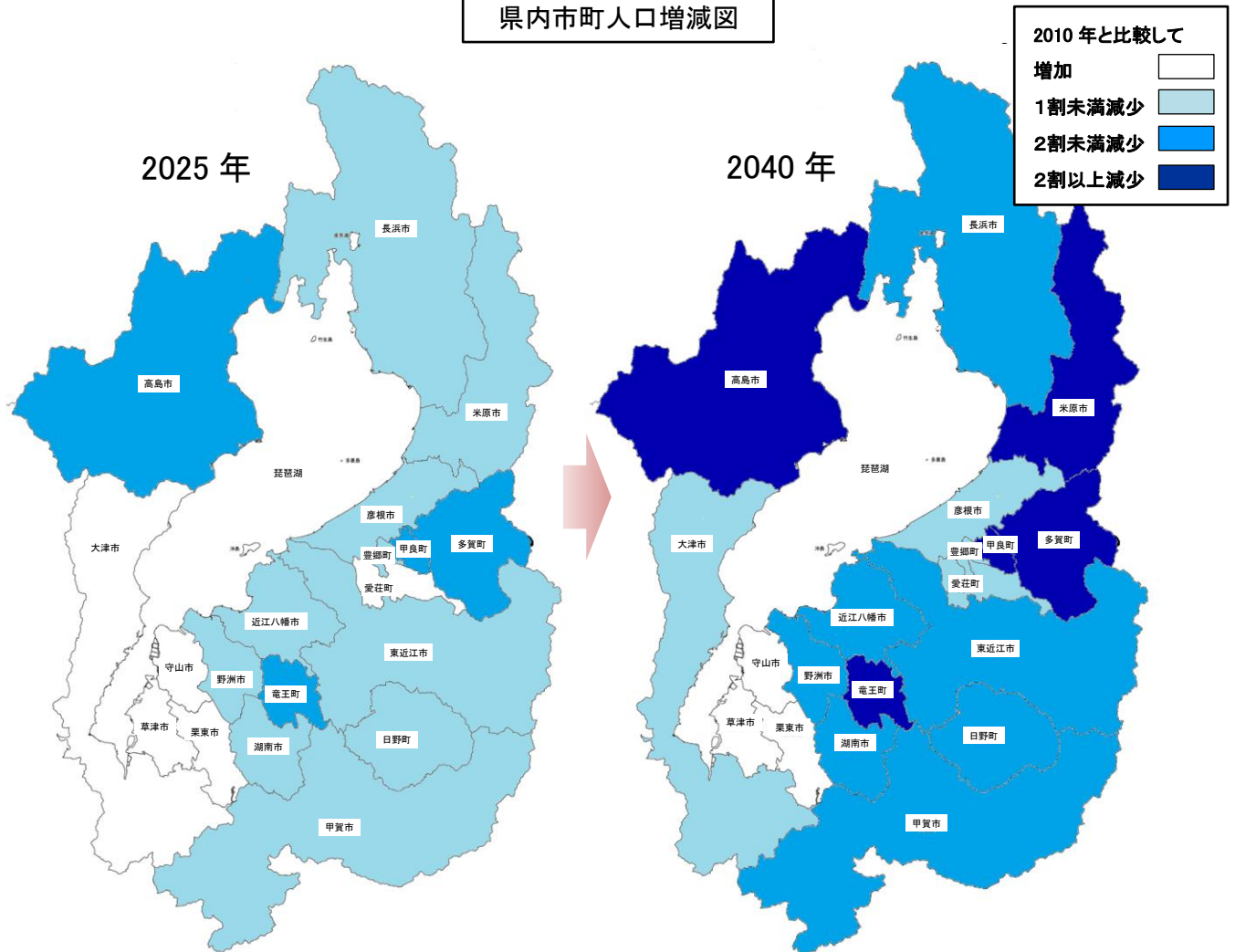


(国勢調査結果および国立社会保障・人口問題研究所推計により作成)



また、地域別に2010年人口と2040年人口を比較すると、南部地域の草津市、守山市、栗東市で増加が見込まれる一方、その他の市町では減少するものと推測されています。

県内市町人口増減図

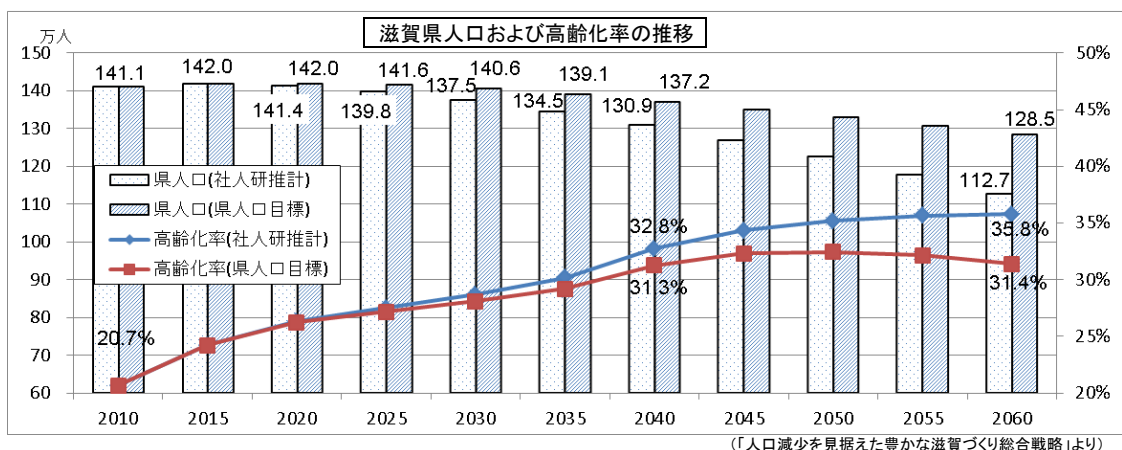


(国勢調査結果および国立社会保障・人口問題研究所推計により作成)

②本県の人口に関する目標

このような中で、人口減少を見据えて、人口減少を食い止めながら滋賀の強みを伸ばし、活かすことによって豊かな滋賀をつくる必要があることから、本県において、「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を策定（平成27年10月）しました。

この戦略では、今後目指すべき豊かな滋賀の将来像を提示するとともに、その将来像を実現するために、国や県内市町、各関係団体と連携しながら、将来的な人口を2040年に約137万人、2060年に約128万人（社人研推計では、2040年：約131万人、2060年：約113万人）を確保し、高齢化率を低下させるとともに、人口構造が安定することを目指して全力で取り組んでいくこととしています。



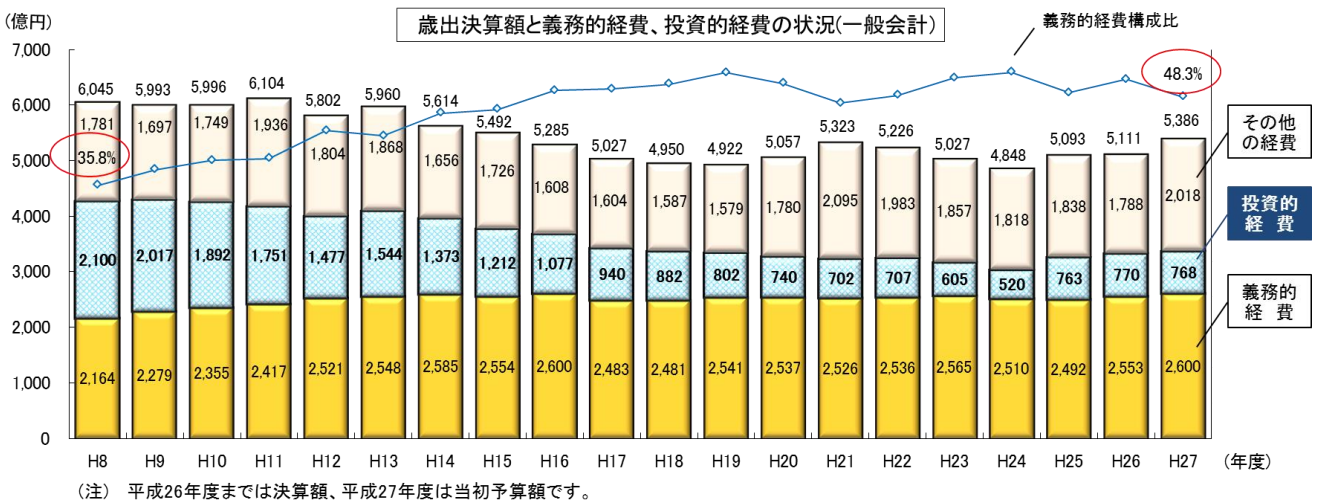
(3) 県の財政状況

一般会計の歳出規模は、平成14年度以降、財政構造改革による歳出削減の取組等により年々減少していましたが、平成20年度以降は、増加あるいはほぼ横ばいで推移し、平成27年度当初予算では5,386億円となっています。

主な内訳を見ると、人件費、扶助費、公債費を合わせた、いわゆる義務的経費が徐々に増加しており、歳出全体の半分程度を占めています。

一方、投資的経費は、平成8年度まで増加していましたが、その後の財政構造改革の取組により、会館等の新規整備の凍結や社会資本整備の重点化・効率化として進捗調整や規模の見直し等を行ってきた結果、ピークの平成8年度に比べ4割程度まで減少しています。

今後、社会保障関係費の増加や平成36年の国民体育大会開催に向けた財政需要等が見込まれることから、平成27年3月に策定した「滋賀県行政経営方針」に基づき、引き続き、歳入歳出両面にわたり財政健全化の取組を進めていく必要があります。



滋賀県行政経営方針 (平成27年度～平成30年度)

経営方針3 質の高い行政サービスの提供

(財務マネジメント)

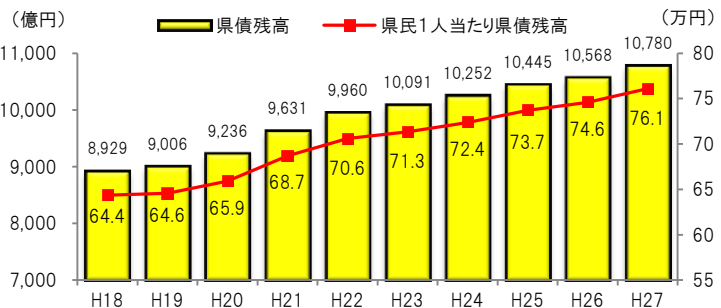
- ① 県税収入の安定確保等
- ② 歳入確保対策の積極的な推進
- ③ 受益者負担の適正化
- ④ 地方税財源の充実強化に向けた国への要請
- ⑤ スクラップ・アンド・ビルドの徹底
- ⑥ 「選択と集中」による投資的経費の重点化
- ⑦ 人件費の抑制
- ⑧ 効率的な予算執行の徹底
- ⑨ 財政運営上の数値目標の設定

- 財源調整的な基金残高 H26末 313億円 → 毎年度 150億円程度を維持
- 臨時財政対策債を除く県債残高 H26末 6,486億円 → H30末 6,200億円程度まで縮減

(参考)

県の借金である県債残高(臨時財政対策債を含む)は、年々増加しており、平成27年度末には1兆780億円になる見込みです。

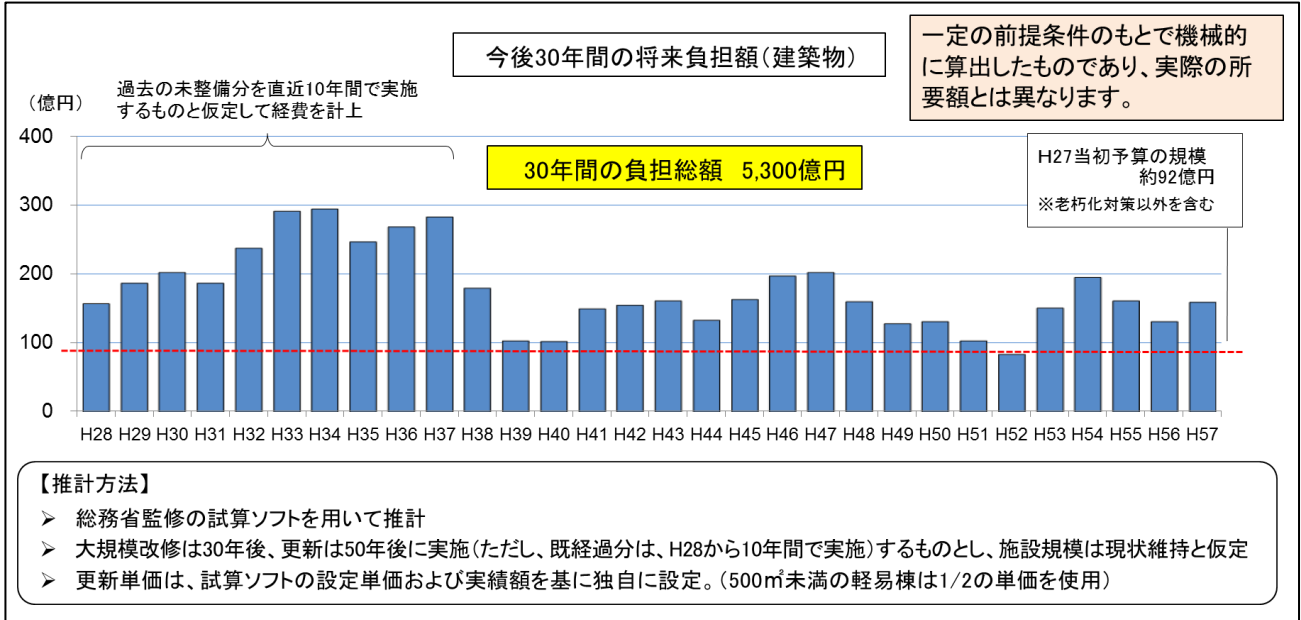
これを県民1人当たりで見ると約76.1万円となり、前年度に比べ、約1万5,000円増加する見込みです。



(4) 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し

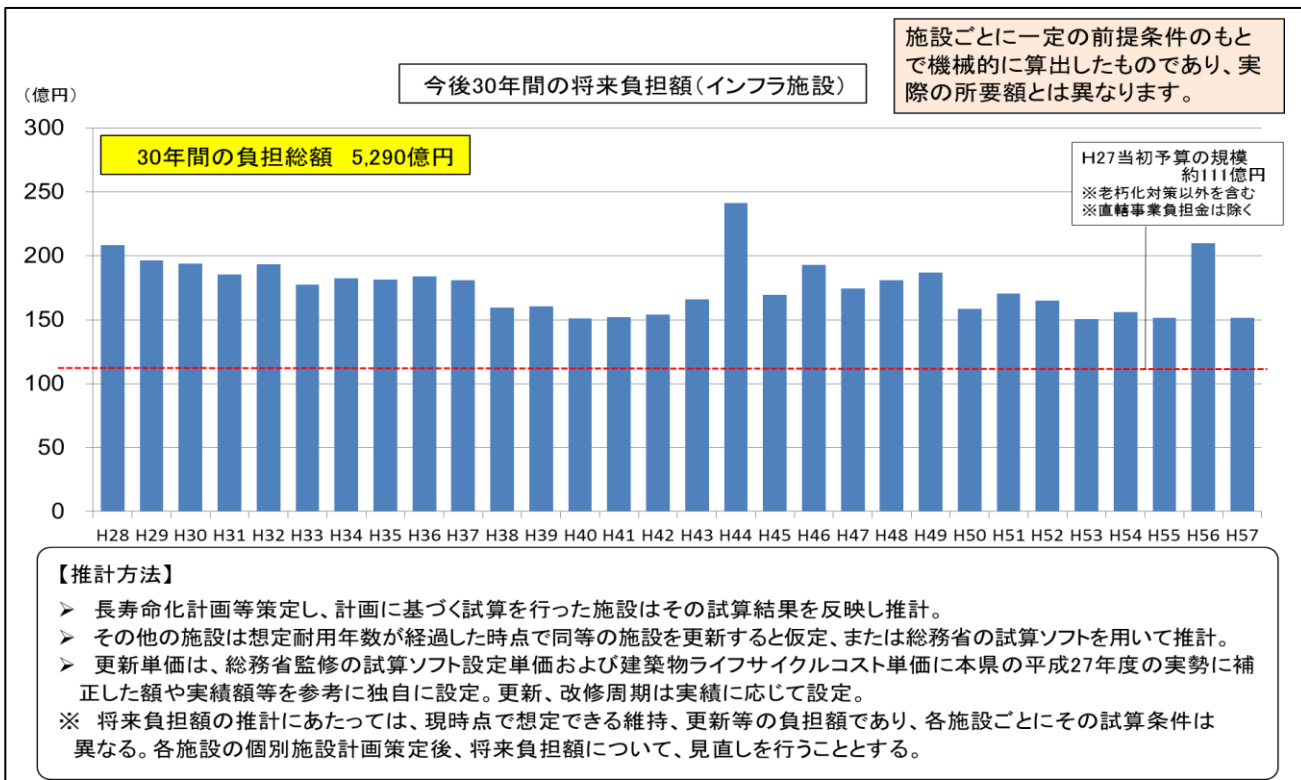
①建築物

建築物について、下記の前提条件のもとで今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で5,300億円程度、単年度平均で約177億円となり、建築物に係る現在の予算規模（平成27年度当初予算：約92億円）を大きく上回る経費が見込まれます。



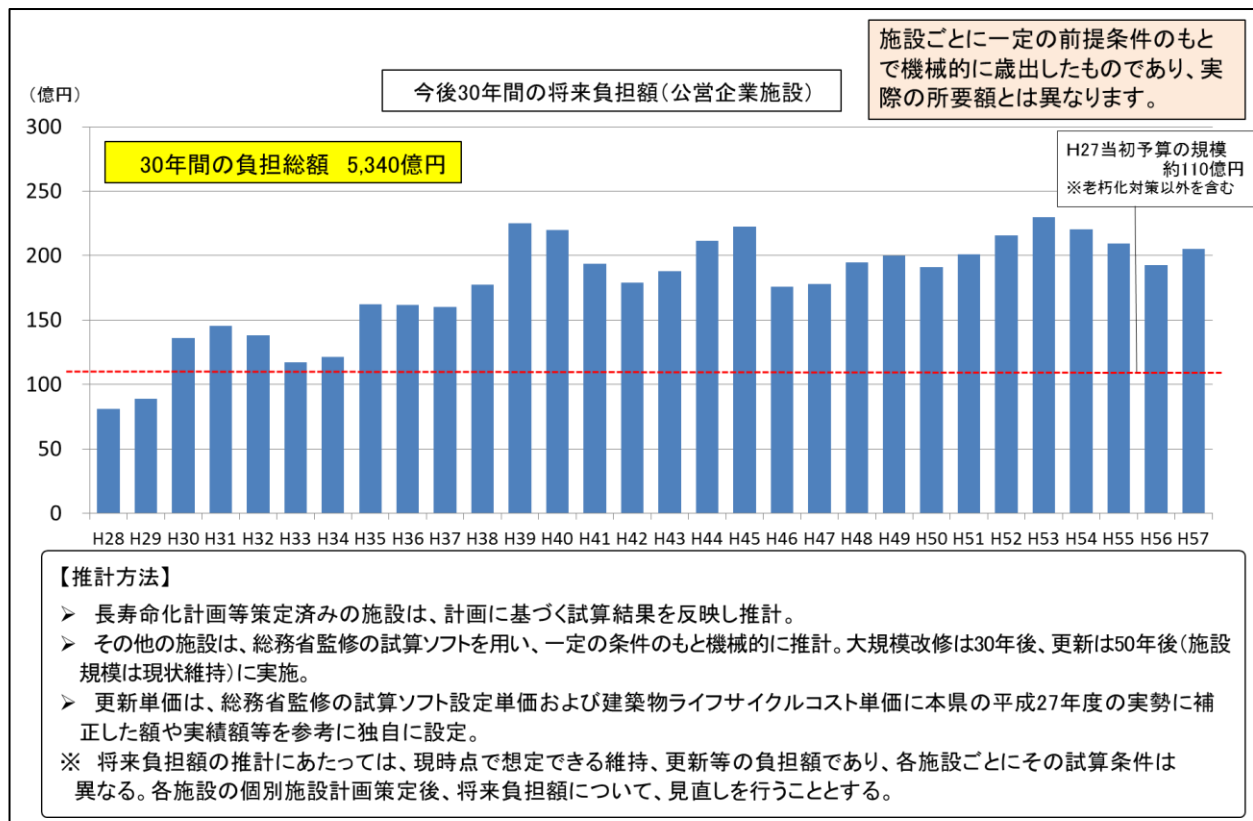
②インフラ施設

インフラ施設について、下記の前提条件のもとで今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で5,290億円程度、単年度平均で約176億円となり、現在の予算規模（平成27年度当初予算：約111億円）を大きく上回る経費が見込まれます。



③公営企業施設

公営企業施設について、下記の前提条件のもとで今後30年間に見込まれる維持管理・修繕・更新等経費を推計すると、総額で5,340億円程度、単年度平均で約178億円となり、現在の予算規模（平成27年度当初予算：110億円）を大きく上回る経費が見込まれます。



このように、建築物、インフラ施設、公営企業施設のいずれにおいても、施設の老朽化に伴う財政負担の大幅な増加が見込まれており、そのサービス水準を適切に維持し、将来にわたって切れ目なく提供していくためには、財政負担の縮減および平準化に向けた取組を計画的に進めることが重要です。

2. 総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

(1) 現状および課題に関する基本認識等

社会基盤や様々なサービス提供の場である施設は、県民生活に密接に関わっているだけでなく、経済活動を支えていく上においても重要な役割を果たしているところですが、1. 公共施設等の現状および将来の見通し（P4～P10）を踏まえると、本県としては今後、特に以下の2点に留意する必要があると考えています。

① 公共施設等の老朽化の進行への対応

今後、施設の老朽化の進行に伴い、県民サービスと県財政の2つの面において、影響が懸念されます。

まず、県民サービスへの影響としては、施設の機能劣化等に伴い、適切に維持管理することが困難となり、サービス水準の低下を招くおそれがあります。

次に、県財政への影響としては、これまでは、施設の維持管理経費を中心とした経常的な支出が中心でしたが、加えて、今後は、老朽化に伴う大規模改修や更新等の経費の負担増も見込まれます。

また、人口減少や少子高齢化の進行等により将来的に財政状況の大幅な好転が見込めない中、こうした負担増が集中すると、今後の財政運営に大きな影響を与えるほか、通常、更新等の投資的経費には地方債を充当することから、現役世代だけでなく、将来世代の負担増にもつながることになります。

このため、今後の対策として、施設の劣化や老朽化の進行を極力抑え、より長く使うための「長寿命化対策」や計画的な更新・改修に取り組み、コストの縮減・平準化を極力図るとともに、指定管理者制度などのPPP⁵/PFI⁶等による民間活力の活用、新技術の導入等により、一層のサービス・利便性の向上に努める必要があります。

② 人口減少をはじめとする社会経済情勢等の変化への対応

人口減少局面に入ったと推測される本県においては、今後、人口減少や人口構造の変化に伴う利用ニーズの変化により、中長期的にみると施設に対する需要が低下することが予想されるほか、道路や上下水道、農業水利施設などの社会インフラの維持が困難になることも懸念されます。

もとより、施設の中には、大規模建築物のように地域のシンボリック的存在であったり、地域経済や地域の活性化に寄与している施設もあり、このような視点からも引き続き大きな役割が期待されているものと考えます。

一方、右肩上がりの時代に整備されてきた全ての施設を現状の規模のまま維持し続けることは、1（4）維持管理・修繕・更新等に係る経費の将来見通し（P9）でも示しているとおり、財政的に極めて困難であり、効率性の面からも適切ではありません。

今後の財政面での課題および県民の負担によって維持されている公的財産である点を考慮すると、様々な社会経済情勢の変化を踏まえて、県立施設としてのあるべき姿を常に意識し、役割を終えたと判断されるもの等については、利用者や地域住民の理解を得ながら、廃止や転用等を図るなど、施設総量の適正化に努めていくことが大切となります。

⁵ Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して、それぞれお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図るもの。

⁶ Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う手法。

また、施設には、環境・エネルギーなどの新たな社会的要請への対応や更なる安全・安心の確保、誰もが利用しやすい施設づくりへの配慮といった観点から、先導的役割を担うことも求められており、今後とも、本県を取り巻く環境変化に柔軟かつ適切に対応していく必要があります。

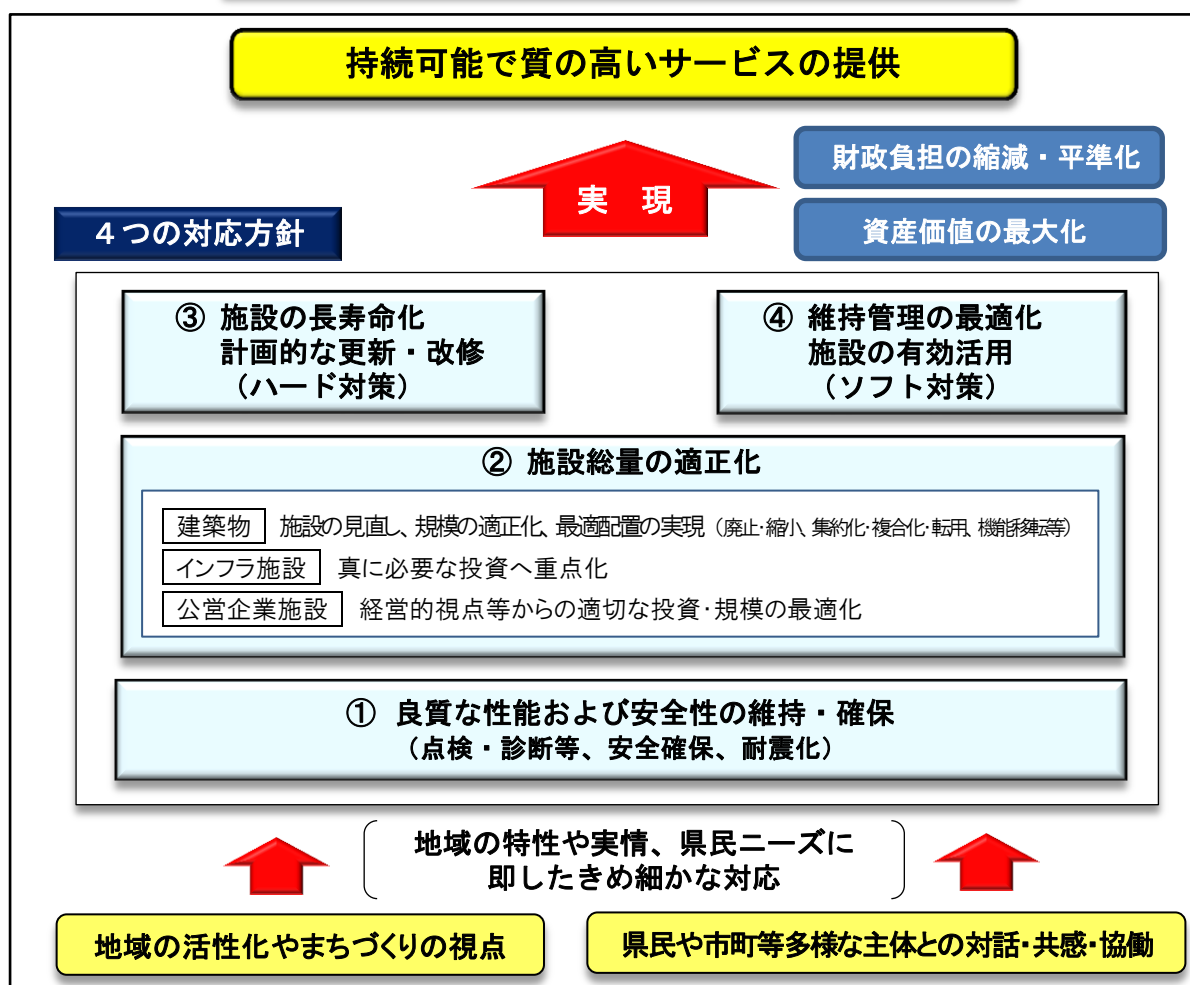
(2) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

(1)の課題に対応し、今後とも持続可能で質の高いサービスを切れ目なく提供していくため、次の4つの対応方針に基づく施設マネジメントを展開し、財政負担を縮減・平準化しながら、資産価値の最大化を図ります。その際には、施設を通じた地域の活性化やまちづくりの視点にも留意しつつ、県民の皆さんや市町、企業、NPO、公益法人等多様な主体との対話・共感・協働を十分に図ることによって、それぞれの地域の特性や実情、県民ニーズに即したきめ細かな対応に努めていきます。

<対応方針>

- ① 良質な性能および安全性の維持・確保
- ② 施設総量の適正化
- ③ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修
- ④ 維持管理の最適化、施設の有効活用

滋賀県の公共施設等マネジメントの全体像



※ 施設ごとの方針については、「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」(P23～)において掲載

① 良質な性能および安全性の維持・確保

将来にわたり、施設の効用を最大限発揮し、切れ目なくサービスを提供していくためには、それぞれの施設特性に応じた良質な性能および安全性の維持・確保が重要です。

そのため、施設の点検・診断等を適切に実施し、劣化状況や危険箇所の早期把握・早期対応を図ることで事故の未然防止および施設の安全確保を図ります。

また、災害発生時において、利用者の安全やライフラインの確保、更には、避難所や物資・人員等の拠点機能、緊急輸送を確保するための必要な機能等が十分発揮できるよう、日常の適切な維持管理と、耐震化の取組の着実な推進を図ります。

(ア) 点検・診断等

日常点検や巡視、パトロール等により、施設の状況を常に確認するとともに、利用や事故、災害等に伴う施設の劣化や損傷等の不具合の状態を的確に把握します。また、一定の基準による点検・診断等の結果を適切に集積し、以後の維持管理・点検・診断・修繕等に反映させていきます。

点検・診断の精度向上のため、点検技術に関する研修の充実、施設管理者の知識・技術の向上を図るとともに、点検方法やメンテナンスサイクルの見直しを継続的に行う中で、知見やノウハウを蓄積し、より効果的で効率的なメンテナンスサイクルの構築を目指します。

(分野ごとの方針)

建築物

平成27年度に策定した「県有施設点検マニュアル」に基づき、各施設において点検を適切に実施し、劣化状況等について評価（診断）を行います。

また、長寿命化対象施設については、「施設点検調査」を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況を踏まえた長期保全計画を作成します。

インフラ施設・公営企業施設

インフラ施設等の老朽化の状況については、利用状況や設置された自然環境等により施設ごとに異なることから、各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断を実施することにより施設の劣化状態を的確に把握します。

<具体的な取組内容>

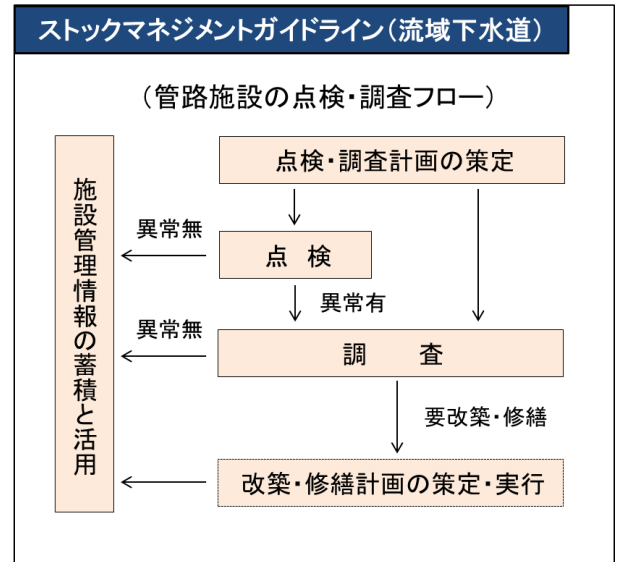
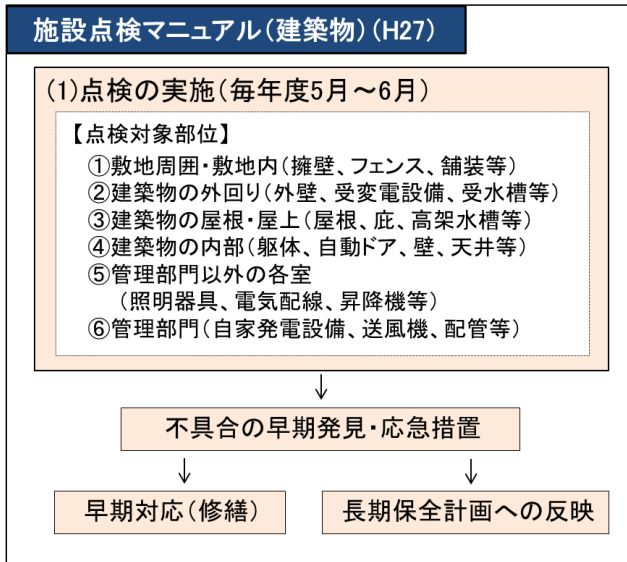
【道路施設】法令に基づき5年に一度の近接目視による定期点検の実施（P31）

【県営住宅】点検マニュアルに基づく定期点検の実施（P43）

【交通安全施設】年1回の定期点検による確実な把握（P49）

【流域下水道施設】ストックマネジメントガイドラインに基づく定量的な指標による状況把握（P55）

(参考)



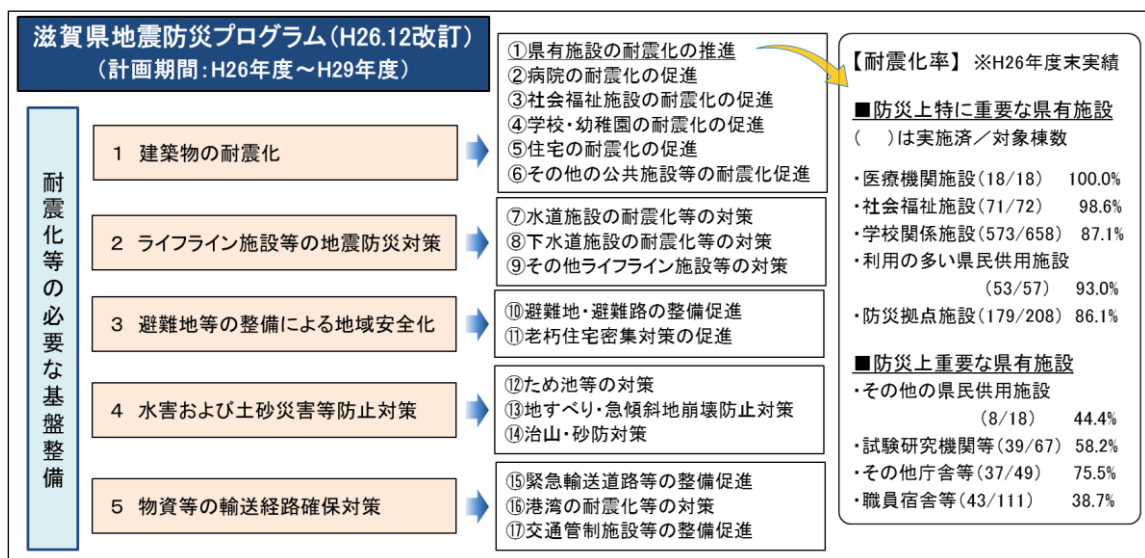
(イ) 安全確保

施設の劣化や損傷が直ちに利用者や第三者の被害等につながることはないよう、点検・診断等による危険箇所等の早期発見・早期対応のほか、同種類似リスクへの対応を確実にを行い、事故の未然防止・安全の確保に努めます。また、防犯・防災上の取組についても、積極的に推進します。

(ウ) 耐震化

施設は、平常時の機能のみならず、災害時の拠点機能や物資、人員の輸送機能としての重要な役割を併せ持っていることから、災害発生時において、その機能を十分発揮できるよう、引き続き「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、計画的な耐震対策を実施していきます。また、その実施に当たっては、施設の修繕等との一体施工などトータルコストの縮減に努めます。

(参考)



② 施設総量の適正化

今後の社会経済情勢の変化や人口減少等に伴う利用ニーズの変化等を踏まえながら、維持管理費や更新費をできる限り抑制するため、それぞれの施設特性に応じた適正な施設総量となるよう、以下の考え方により継続的に取組を進めていきます。

(分野ごとの方針)

建築物

- 本方針の期間終了時点（平成 37 年度）の県全体の施設総量（延床面積）が平成 27 年度末より増加しないことを基本に、以下の取組を進めます。
- 既存施設については、平成 26 年度から平成 27 年度にかけて、全ての建築物（494 施設）を対象に実施した「施設評価（施設の棚卸し）」の結果に基づき、着実に施設の廃止や縮小等の見直しを進めます。

また、現状等をデータに基づき客観的に把握・分析した上で、将来の利用動向の変化を見据えた施設規模の適正化、国や市町の施設との連携、地域の活性化や県民サービスの向上等を考慮した施設の最適配置の実現といった観点から、今後とも継続的に個別施設ごとの検討を進めていきます。

<施設評価の概要>

1. 趣旨

- 県が所有する建築物について、老朽化の程度、現在の利用状況や将来のニーズの見通しを踏まえ、長期的な観点から現有建築物の用途や規模の見直しを行うことにより、総面積の縮小を図る。
- 対象は、現在県が所有する建築物（インフラおよび企業会計に係るものを除く。） 494 施設 1,466,940 m²
- 建築物単位で、将来の方針を次の区分のいずれかに分類（長期的な方針を判断するものであり、10 年以上先の実施を見込むものも含む。）
 (ア) 廃止（機能と建築物の廃止） (イ) 縮小 (ウ) 統合（複合化・共同利用・転用を含む）
 (エ) 機能移転 (オ) 当面存続
- 見直しの結果、当面存続することとした施設等については、管理運営上の課題を明らかにし、今後の運営改善の方針・目標を設定。

2. 評価実施に当たっての主な視点

定性的な視点

- 施設で行う行政サービスの政策的必要性、費用対効果
 （施設の機能は、将来も県の政策目的上必要なものか。）
- 行政サービスの他施設での代替可能性
 （機能が必要である場合、民間や他の自治体等の施設で提供される機能では代替できないか。）
- 県有かつ専用の建築物を使用する必要性
 （他の県有建築物の活用や、民間建築物の賃貸、費用補助への変更等ができないか。）

定量的な視点

- 施設規模と利用者数の状況
- 稼働率、定員充足率の状況
- 将来の施設需要の見通し
- 老朽化の程度、維持管理費の水準

3. 全体概要

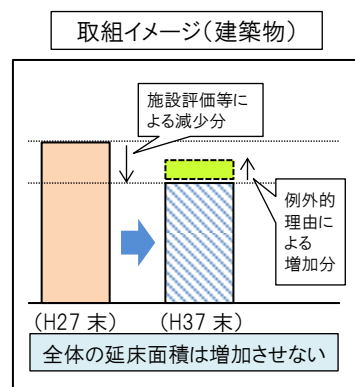
現在の施設総量 494 施設 1,466,940 m²（平成 26 年度末（県立学校については平成 27 年度末見込み）現在）

	見直し対象施設 計			うち廃止		うち縮小		うち統合・複合化・共同利用		うち移転等	
今後 10 年以内に建築物の見直しを行う施設	88 施設	55,652 m ²	3.8%	64 施設	34,768 m ²	11 施設	5,967 m ²	11 施設	13,684 m ²	2 施設	1,233 m ²
将来、更新・改修を要する時点で建築物の見直しを行う施設	37 施設	30,044 m ²	2.0%	22 施設	23,267 m ²	3 施設	1,456 m ²	12 施設	5,321 m ²	0 施設	0 m ²
計	125 施設	85,696 m ²	5.8%	86 施設	58,035 m ²	14 施設	7,423 m ²	23 施設	19,005 m ²	2 施設	1,233 m ²

- 施設の整備（更新、新增設）時には以下の方針により、取り組みます。

＜具体的な取組方針＞

- 既存施設の有効活用を図り、施設の新増設は、原則として行わない。
- 施設の更新時には、既存施設の活用や集約化・複合化等を図り、延床面積を縮小することを基本とする。
 - 既存施設への移転のほか、施設の集約化や複合化について部局横断的に検討を行うとともに、市町や国の施設との合築や連携の可能性についても併せて検討し、効率的な施設整備を図る。
 - 施設規模は、現状だけでなく、将来の利用見込みやニーズの変化も十分想定の上、適正な規模を設定する。また、1つの施設で全ての機能を備えることを前提とするのではなく、既存施設に共同で利用可能な機能（会議室、ホール等）がある場合は、それらとの補完・連携も図り、必要な機能を確保する。
- 社会経済情勢の変化に伴う行政需要の変化や法令の要請等に対応するため、施設の新増設や更新時の規模拡大を図る場合にあっても、本方針の期間中の削減見込量の範囲内で整備を行う。



インフラ施設

- 県民の生活に密接に関連し、安全確保や利便性の向上に不可欠な施設であるため、求められる役割を切れ目なく果たすことができるよう、ストック効果、整備費用、維持管理経費のバランスを十分考慮しながら真に必要な投資へ重点化するとともに、時代とともに変化する社会の要請を踏まえた施設規模の適正化等を図ります。

＜具体的な取組内容＞

- 【県営住宅】長寿命化計画等に基づく活用手法の選定をし、集約建替等管理戸数の適正化を図る。(P43)
- 【農業水利施設等】情報を関係者で共有し、経済的かつ効率的な施設規模・能力を決定(P45)
- 【交通安全施設】必要性の低下した施設の廃止、移設を検討し、ストック数を維持(P49)

公営企業施設

- 将来にわたる収支バランスなどの経営的視点、客観的指標による優先度・必要性を考慮した適切な投資を行います。
- 将来的な利用ニーズの動向などを踏まえ、施設・事業規模の最適化について検討を行うとともに、新技術の活用等により、施設の効率化が可能な場合などは施設配置の最適化などについても検討します。

＜具体的な取組内容＞

- 【工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設】将来の水需要予測を踏まえて、ダウンサイジングも視野に入れた施設規模の最適化を検討(P57)

③ 施設の長寿命化、計画的な更新・改修

施設に不具合や故障が発生した段階で事後的に対応する従来の「事後保全型維持管理（修繕）」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全型維持管理（修繕）」への転換を図り、施設の性能・機能の保持・回復を図ることにより、長寿命化を図ります。

こうした長寿命化対策の実施に当たっては、平成 32 年度までに、施設ごとの長寿命化計画等（個別施設計画）を策定し、計画的に行うこととします。

また、老朽化が著しい施設については、箇所ごとに更新や改修の緊急性・必要性、投資効果、LCC（ライフ・サイクル・コスト）⁷等を十分見極めながら、選択と集中の徹底を図り、限られた財源の中で、地方債や公共建築物等長寿命化等推進基金⁸も有効に活用しながら、計画的な更新・改修を図ります。

なお、施設の使用可能な期間は、その置かれた状況により大きく異なることから、点検・診断等の結果に基づき、施設ごとの状況を見極め、きめ細かく判断することとします。

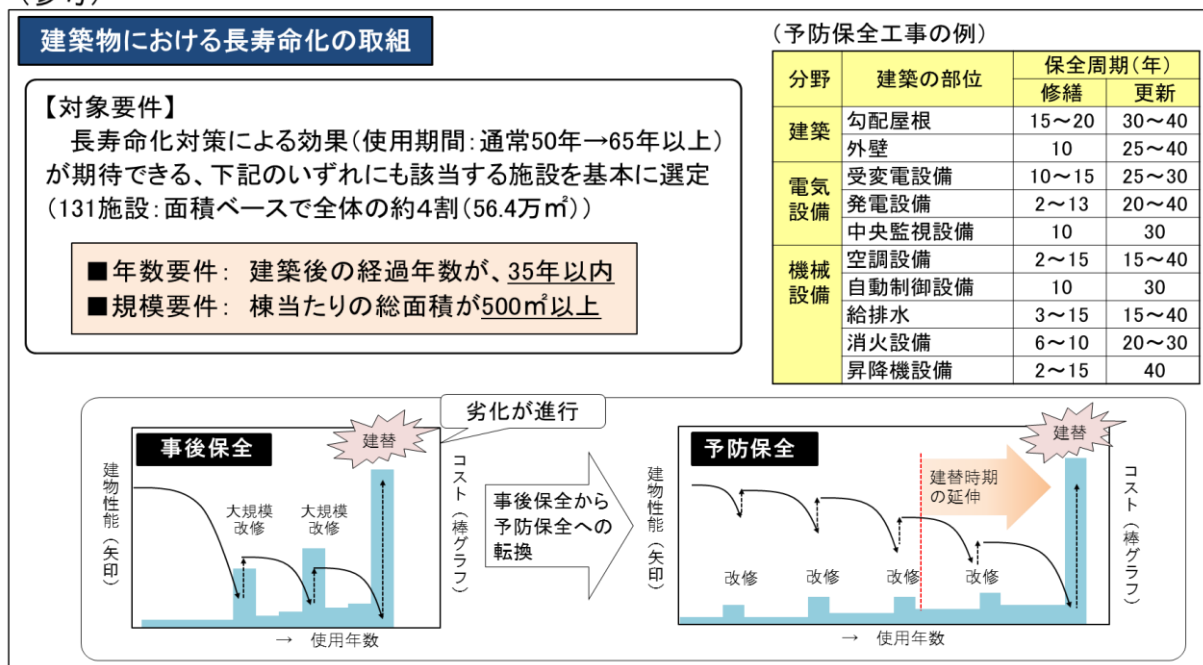
（分野ごとの方針）

建築物

- 原則、建築後 35 年以内かつ 500 ㎡以上の建物（長寿命化対象施設）において、長寿命化対策（予防保全）を計画的に実施し、建物の使用期間の延伸を図ります。

なお、具体の対策は、「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づく「長期保全計画」を施設ごとに作成（平成 27 年度～29 年度）し、中長期的なトータルコストも把握した上で、計画的に実施します。

（参考）



⁷ 計画・設計・施工から、運用・維持管理、最終的な解体・廃棄までに要する費用の総額。

⁸ 建築物の修繕による長寿命化および改築等による更新を計画的に推進することを目的に平成 27 年3月に設置した基金。

- 長寿命化対策を講じない施設（比較的古い施設）については、「（仮称）更新・改修方針」を策定し、選択と集中のもとで、緊急性が高いものから優先的に事業化を図ります。
なお、その際には、②「施設総量の適正化」および④「維持管理の最適化、施設の有効活用」の具体的な取組方針に掲げた考え方にに基づき、対応します。

インフラ施設・公営企業施設

- 既に長寿命化計画を策定し対策を実施している施設については、予防保全の実施を基本として、国等の基準による施設ごとに定めた対策により、長寿命化対策を進めます。計画を策定していない施設も、今後作成する長寿命化計画等に基づき同様に取り組むこととします。
- 施設の更新に当たっては、施設の特性、ストック効果、緊急度等を踏まえて、重点化を図ります。また、LCCを低く抑えられ維持管理がしやすい構造となることを念頭に置くとともに、実施時期の調整を行うことにより財政負担の縮減・平準化を図ります。
- 修繕に当たっては、利用条件や設置環境等の状況を再確認のうえ、合理的な対策を選択することにより、コスト縮減を図ります。

＜具体的な取組内容＞

【交通安全施設】信号柱（鋼管柱）建柱の際の防食塗装の実施（P49）

【流域下水道施設】ストックマネジメントガイドラインに基づいて策定した長寿命化計画に従い、計画的かつ効率的な改築更新を行う。（P55）

【工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設】「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」による計画的な施設更新を行う。（P57）

④ 維持管理の最適化、施設の有効活用

施設は、県民の皆さんの負担によって維持されており、利用者・納税者の方々に満足いただけるよう、経営的視点を取り入れながら、利用者目線に立ったサービスの向上や一層効果的・効率的な維持管理（維持管理の最適化）を行っていく必要があります。

その際、民間活力の活用については、民間の創意工夫を生かした低廉かつ良好なサービス提供に向け有効な方策であるのみならず、民間の事業機会の創出による経済活性化等にも資することから、積極的な取組が必要と考えています。

また、施設には、社会基盤やサービス提供の場といった本来の役割に加え、様々な観点から施設を有効に活用することで、その価値を高めていくことも求められています。

こうした観点を踏まえ、施設の日々の管理運営に当たっては、以下の考え方により対応していきます。

(ア) 維持管理の最適化

- 施設の運営に当たっては、主な施設ごとの定量的な管理目標の設定・評価、類似施設間のコスト比較、新技術の積極的な活用、民間のノウハウや資金、人材の更なる導入など、経営的視点を取り入れながら、維持管理の最適化を図ります。
- 施設に関する情報発信を図りつつ、県民参加型事業の実施など県民の主体的な活動による施設運営を促進する観点から、幅広い主体が施設の運営や事業に関わる仕組みを検討します。

(分野ごとの方針)

建築物

- 施設の整備（更新、新增設）計画立案時には特に、個別の施設ごとにLCCを把握した上で、その低減に向けて歳入確保・歳出削減、民間活力の活用等によりサービスの向上などを積極的に推進します。

<具体的な取組方針>

- 更新（新增設）する全ての施設についてLCCの把握・低減策の検討を行う。また、整備費が一定規模以上の施設については、原則、PFI方式等の導入可能性の検討を行い、制度的な支障がなく、かつ、一定以上の効果が見込まれる場合は、その積極的な導入を図る。
(ただし、平成27年度末時点において実施方針決定済の事業については対象外とする。)
- 更新（新增設）による施設の付加価値向上や機能の見直しに併せて、歳入確保策や、維持管理費等の歳出削減策をハード・ソフト両面から検討し、具体的な内容を定めた取組方針を施設ごとに策定する。

- 民間活力の活用という点でこれまで公の施設の運営において一定の効果が表れている指定管理者制度⁹について、サービスや安全面でのモニタリングを強化するなど、利用者である県民の皆さんや指定管理者の声をよく伺いながら、制度運営の検証・改善を図り、より効果的に活用していきます。

⁹ 公の施設の設置目的を効果的に達成するため、民間事業者等が有するノウハウを活用し、サービスの向上と経費の削減を図っていく制度。本県では平成16年度に導入し、民間の発想・創意工夫を生かしたサービス向上に伴う施設利用者数の増や、県の支出する管理料の減といった効果が表れている。

● 延べ利用者数（利用者数を把握している30施設） +約41.7万人増（11.7%） H17～19年度平均356.1万人 → H26年度実績397.8万人

● 管理料（県営住宅を除く39施設） 単年度の縮減効果額▲7.9億円（▲19.0%）H17年度決算額（制度導入前）41.5億円 → H27年度当初予算額33.6億円

(イ) 施設の有効活用

- 環境、エネルギー、福祉、産業等に関する先駆的・先進的取組のモデルや社会実験の場として、引き続き施設を有効に活用します。

<具体的な取組例>

環境

- ✓ 農業濁水（排水）対策（農業水利施設）
- ✓ 夏場のヒートアイランド現象を抑制し、水循環の改善を図るため、透水性の高い舗装材の採用などについて検討（道路施設）
- ✓ 建設発生材の減量化、再利用等、資源の有効利用

エネルギー

- ✓ 農村地域における小水力発電の導入促進（農業水利施設）
- ✓ 湖西浄化センターにおける下水汚泥の燃料化（流域下水道施設）
- ✓ 姉川ダムにおける水力発電事業（治水ダム）
- ✓ 防災拠点となる公共施設等への再生可能エネルギーの導入（学校）
- ✓ 建築物の「屋根貸し」による太陽光発電事業（建築物）
- ✓ 「矢橋帰帆島」における大規模太陽光発電事業（流域下水道施設）

福祉

- ✓ 淡海ユニバーサルデザイン点検プログラム（H14. 3月策定）に基づく施設の点検・改善
- ✓ 滋賀県車いす使用者等用駐車場利用証制度の推進（庁舎、福祉関係施設等）

産業

- ✓ 木造公共施設への県産材利用（学校等）
- ✓ 新製品の試作や製造にかかる技術開発等の支援（テクノファクトリー）

- 投資と活用を一体的に考え、施設本来の効用の発揮による県民サービスの提供はもとより、ネーミングライツ¹⁰や広告事業、余剰スペースの貸付けなど施設を活用した歳入確保策についても積極的に推進します。
- 利用ニーズが低下した施設のうち、利活用の可能性があるものについては、県民の皆さんや市町、民間事業者など多様な主体との協働・連携のもとで、具体的な利活用の方策を検討し、財産の有効活用を図ります。
なお、今後、利活用の可能性がない資産については、所在市町における利活用の意向を踏まえた上で売却等を進め、歳入確保に努めます。
- 歴史的価値のある施設については、保存や次世代への継承の観点から有効活用を検討します。

¹⁰ 公共施設等の愛称を命名する権利、いわゆる「命名権」のこと。公共施設等の安定した運営を確立し、県民サービスの向上に寄与するための制度。

＜参考＞ 建築物に係る経費の将来見込み（対策後）

これらの対応方針のうち、特に、後年度負担の縮減・平準化に資する「施設総量の適正化（施設評価）」および「施設の長寿命化」の取組を踏まえて、9ページに掲げた「建築物」の経費の将来見込みを算出し直すと以下のとおりとなります。

長寿命化等の対策により、中長期的には予算上の効果が期待される一方で、依然として、現行水準を上回る負担が見込まれることから、今後、更新・改修事業の絞り込みや施設総量の更なる縮減等の取組が必要です。

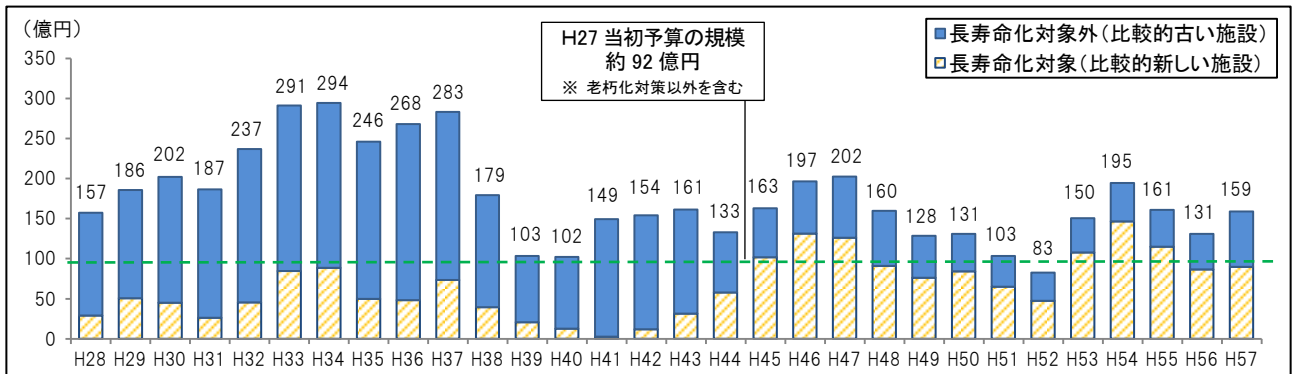
今後 30 年間の将来負担額の推計

※国体等の個別事業の影響は除く。

対策前 (P.9 と同じ)

→ 全ての施設について大規模改修を 30 年目、更新を 50 年目に実施するものとして所要額を推計（施設規模は現状維持と仮定）

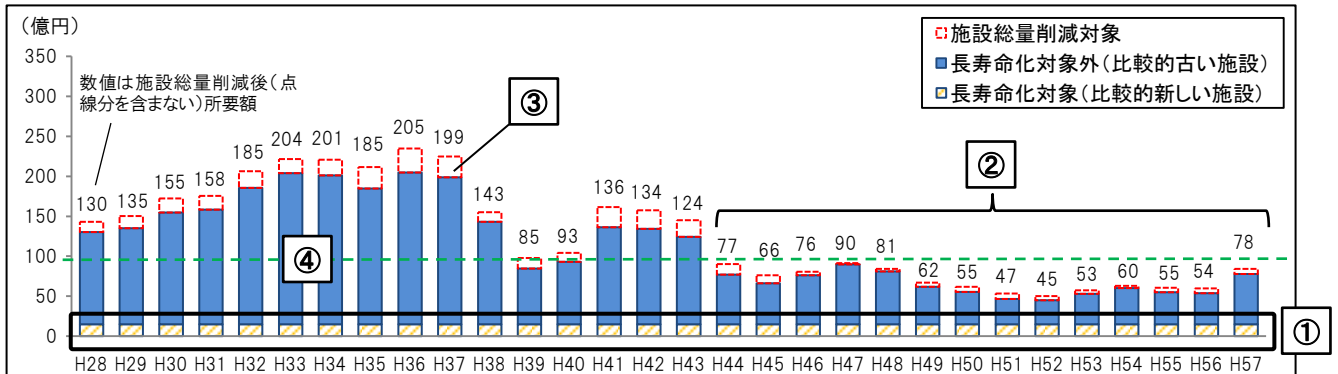
所要額：30 年間 約 5,300 億円（177 億円／年）



30 年間で約▲1,930 億円
平均で約▲65 億円／年の削減

対策後 (長寿命化+施設総量の適正化)

所要額：30 年間 約 3,370 億円（112 億円／年）



効果等

■長寿命化対象施設 (対策前) 約 1,990 億円 → (対策後) 約 450 億円 約▲1,540 億円の削減効果

(グラフ①) 事後保全(大規模改修)から予防保全(毎年度 15 億円程度を想定)に転換することによる負担の平準化
(グラフ②) 予防保全により、使用期間が延伸(50 年→65 年)されることによる負担の平準化

■長寿命化対象外施設 (対策前) 約 3,310 億円 → (対策後) 約 2,920 億円 約▲390 億円の削減効果

(グラフ③) 施設評価による見直し(廃止・縮小等)により、将来の大規模改修・更新経費(約 390 億円)が不要
(グラフ④) ただし、依然として現行の予算規模を上回る多額の財政負担が見込まれるため、更新・改修時期の調整など財政負担のさらなる縮減・平準化に向けた対策が不可欠

(グラフ④は機械的な算出によるものであることから、実情に応じて個別施設ごとの老朽化状況をきめ細かく見極めた上で、実際の更新・改修時期を調整することが必要。)

※こうした考え方に沿って行う向こう10年間の取組みを盛り込んだ「(仮称)更新・改修方針」を策定予定

※当方針には、来年3月の最終案の段階で反映予定

(3) 全庁的な取組体制の構築および情報管理・共有方策

①全庁的な取組体制の構築

本方針の策定作業を円滑に進めるため、平成 27 年 4 月に部局横断的な庁内組織として、「公共施設等マネジメント推進会議」を設置しました。

今後は、同会議等を活用して、本方針に基づく取組の推進や全庁的な調整を図るとともに、情報の集約化・有効活用、情報発信・オープンデータ化、民間活力の活用方策、技術部門と管理部門の連携強化を図っていきます。

また、分野ごとの特性に応じた、よりきめ細かな検討・調整を行うため、建築物分野とインフラ・公営企業施設分野のそれぞれで検討体制を整えるなど、更なる取組体制の強化等についても検討を進めます。

さらに、庁内関係課向けの研修会等を開催し、全庁的なスキルの向上やノウハウの共有・蓄積を図ることにより、施設の適切かつ効果的な管理を推進します。

②情報管理・共有方策

施設のマネジメントを効果的・効率的に推進していくためには、施設情報を適切に管理・蓄積し、それらに基づいて、施設の維持管理や整備を行うことが重要です。

施設の特性、整備や修繕等の履歴、維持管理コスト、余剰スペースなどの「施設管理情報」と、利用者の数やニーズ、運営改善の取組などの「施設運営情報」を、まずは各施設所管課において適切に管理し、類似施設間の比較分析等を行うことにより、維持管理コストの低減、予算の重点化、無駄な利用や重複施設の排除など施設管理の最適化に向けて、活用を図ります。

また、現在は、各施設所管課において個別に施設情報が管理されていますが、今後は、平成 28 年度に整備予定の固定資産台帳との関係も整理しながら、施設情報の集約化・共有化に向けた検討を進め、ホームページ等を通じた情報発信や、オープンデータ化等により、利用者である県民や民間事業者等にきめ細かく情報提供を図ります。

さらに、施設の有効活用等の観点から、市町や国の機関とも情報共有を図り、有機的な連携に努めます。

(4) フォローアップの実施方針

本方針で定めた内容を毎年度フォローアップし、進捗状況や取組効果を把握、公表します。

公共施設等を取り巻く環境（利用者の動向、施設の状況、県の財政状況、国の方針等）や施設整備・管理手法の変化等にも柔軟に対応できるよう、適宜見直しを行います。

施設ごとの個別施設計画¹¹の策定が終了した段階（平成 32 年度までを予定）で、本方針を改定します。

¹¹ 施設類型ごとの具体化した取組を推進するため、平成 32 年度までに国から策定を求められている個別計画。

3. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

- 2. (2)「公共施設等の管理に関する基本的な考え方」(P12)に基づき、各施設の適切な維持管理・修繕・更新等が行えるよう「施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」を定めます。
- 各施設の維持管理・修繕・更新等を行うに当たっては、施設類型ごとの長寿命化計画やこの基本的な方針に基づき、施設の安全性を確保することはもちろんのこと、施設のLCCが最小となるよう努めるとともに、施設特性を十分考慮した上で、効果的かつ効率的な維持管理の実現を図ることとします。

(建築物)

1.庁舎等	24
2.学校	26
3.警察施設	28

(インフラ施設)

4.道路施設	30
5.河川管理施設	32
6.港湾施設	34
7.治水ダム	36
8.砂防関係施設	38
9.公園施設	40
10.県営住宅	42
11.農業水利施設等	44
12.治山・林道施設	46
13.交通安全施設	48
14.その他施設	50

(公営企業施設)

15.公営競技事業施設	52
16.流域下水道施設	54
17.工業用水道事業施設・ 水道用水供給事業施設	56
18.病院	58

※施設数等について特別な記載のないものについては、平成27年4月1日現在

※施設概要に記載している想定耐用年数は、耐用年数表(財務省令)に掲げられている耐用年数をもとに設定しており、この年数を超えても使用に耐えられないというものではありません。

1. 庁舎等

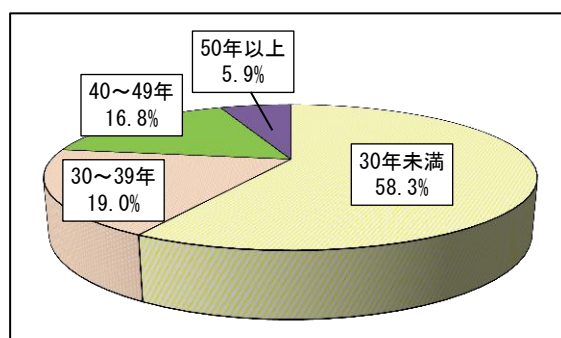
(1) 施設概要

資産内訳	施設数	建物数	延床面積(m ²)
庁舎等	14	89	97,519
文化施設	5	76	102,296
社会体育施設	11	52	79,913
職員住宅等	19	65	26,783
産業関係施設	23	344	78,015
福祉関係施設	23	166	53,240
保健関係施設	11	71	27,061
教育施設	2	11	8,160
その他行政施設	52	229	121,453
計	160	1,103	594,440

規模	建物数	総面積(m ²)	構成比
3,000 m ² 以上	48	349,583	58.8%
1,000 m ² 以上 3,000 m ² 未満	54	90,702	15.3%
500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	86	63,632	10.7%
500 m ² 未満	915	90,523	15.2%
計	1,103	594,440	100.0%

築年数	建物数	総面積(m ²)	構成比
30年未満	468	346,357	58.3%
30年～39年	308	112,953	19.0%
40年～49年	250	99,831	16.8%
50年以上	77	35,299	5.9%
30年以上			41.7%
40年以上			22.7%

※ 想定耐用年数 50年



(2) 施設の現状および課題

- 公の施設については、平成 17 年度から施設のあり方の検討に着手し、「公の施設見直し計画」に基づき、施設の廃止、移管・売却、抜本的見直し等の取組を進めてきた。
- また、指定管理者制度の導入など、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上と経費の節減の取組も進めてきた。
- こうした取組により、公の施設の量的な見直しや維持管理費の低減は一定進んだが、一方、施設の老朽化が進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が県政の新たな課題となっている。

【庁舎等】

県庁舎については、異なる時期に5つの建物が建設されており、維持管理におけるロスが大きい。また、地方合同庁舎については、築30年超の建物が6割を超え、大規模改修等を要するが、長期的な視点に立ったマネジメントが必要である。

【文化施設】

公の施設見直し計画に基づき、県・市町の役割分担を見直し、施設の市町への移管等を進めてきた。引き続き活用していく施設についても、設備の更新時期等が近づいており、その財政負担が課題である。

【社会体育施設】

公の施設見直し計画に基づき、県・市町の役割分担を見直し、施設の市町への移管等を進めてきた。一方で、平成 36 年度本県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けた施設整備に関する財政負担が新たな課題となっている。

【試験研究機関】

老朽化が進み、安全性の確保のための修繕費用等が増大している。温度安定性に問題があるなど検査に支障をきたしている施設もあり、更新等に係る財政負担が今後の課題となっている。

【福祉・保健施設】

平成 18 年度以降、施設の廃止や民間移管を進めてきたが、児童の入所施設を中心に老朽化が進み、修繕費用等が増大している。児童の性別・年齢・ひとりひとりの特性などを考慮して居室を振り分ける必要があり、定員・居室数が限られている中で対応に苦慮している。また、改修等により居室の個室化等の対応を可能な限り行ってきたが、個人空間の確保が十分ではない。

(3) これまでの取組

- 平成 25 年度からファシリティマネジメントの推進方針と進め方について、庁内での議論および施設調査等を通し全庁的な合意形成を図るとともに、平成 26 年 5 月には「滋賀県県有施設利活用基本指針」を策定し、ファシリティマネジメントの取組を推進している。
- 具体的には、施設評価や、県有施設長寿命化ガイドラインに基づく長期保全計画の策定等を進めているほか、平成 27 年 3 月に「公共建築物等長寿命化等推進基金」を設置した。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。
取組方針
①点検・診断等
<ul style="list-style-type: none">劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、全庁的に活用可能な「県有施設点検マニュアル」を策定のうえ点検を徹底し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等への反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負荷（気候天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等を踏まえた長期保全計画を作成する。
②安全確保
<ul style="list-style-type: none">公共施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない公共施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。
③耐震化
<ul style="list-style-type: none">「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、計画的な耐震化を図る。
④施設総量の適正化
<ul style="list-style-type: none">今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、政策的必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に実施する。更新時期が到来した施設については、国・市町の施設との利用調整や、他目的施設との合築等の方策を検討する。統廃合等で不要となった施設は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。
⑤長寿命化
<ul style="list-style-type: none">長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。また、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等
<ul style="list-style-type: none">施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。施設の更新（建替・改修）については、施設が果たす役割や将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより、財政負担の平準化を図る。また、PPP/PFI 等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

2. 学校

(1) 施設概要

資産内訳	学校数	建物数	延床面積(㎡)	児童・生徒数(H26.5.1 現在)
高等学校	49	1,792	625,458	32,408 人
特別支援学校	15	243	98,416	2,128 人
計	64	2,035	723,874	

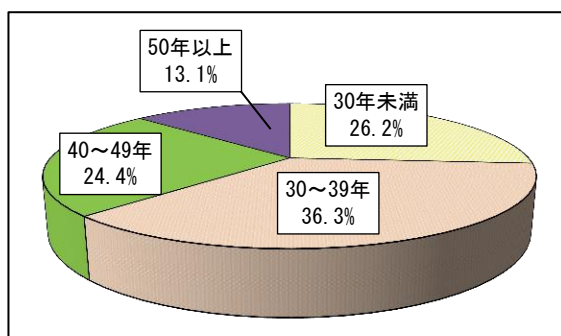
規模	高等学校			特別支援学校			計		
	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000㎡以上	41	157,590	25.2%	5	23,355	23.7%	46	180,945	25.0%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	154	264,414	42.3%	23	43,276	44.0%	177	307,690	42.5%
500㎡以上 1,000㎡未満	78	54,265	8.7%	26	18,494	18.8%	104	72,759	10.1%
500㎡未満	1,519	149,189	23.9%	189	13,291	13.5%	1,708	162,480	22.4%
計	1,792	625,458	100.0%	243	98,416	22.4%	2,035	723,874	100.0%

規模	高等学校			特別支援学校			計		
	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	583	133,838	21.4%	123	55,790	56.7%	706	189,628	26.2%
30年～39年	726	233,287	37.3%	82	29,763	30.2%	808	263,050	36.3%
40年～49年	354	166,620	26.6%	34	9,978	10.1%	388	176,598	24.4%
50年以上	129	91,713	14.7%	4	2,885	2.9%	133	94,598	13.1%

※ 上記は、平成 27 年度末時点

※ 想定耐用年数 50 年

30年以上	73.8%
40年以上	37.5%



(2) 施設の現状および課題

- 県立学校は校舎や体育館のほか、渡廊下、自転車置場、倉庫など多様な建物で構成されており、築 30 年以上を経過した延床面積が 73.8% を占めている。
- 既存施設の機能をできる限り長期に維持することが重要であるが、これらの建物にかかる老朽化が進行しつつあり、改修等による対応が課題となっている。
- 高等学校の生徒数については、基本方針の期間中は僅かな減少に留まるが、長期的には大幅な減少が見込まれる。
- 高等学校については、将来的に多くの学校で老朽化による校舎等の改築が必要になると見込まれ、その経費負担等が大きな課題となる。

(3) これまでの取組

【高等学校】

平成 24 年 12 月に策定した「滋賀県立高等学校再編実施計画」に基づき、彦根西高校と彦根翔陽高校、長浜北高校と長浜高校を統合する予定である。

学校施設の耐震化に併せて建物の必要性を検討し、学校内において機能的に代替可能な施設については廃止や減築に取り組んできた。

【特別支援学校】

これまで在籍児童生徒数の増加が顕著であり、校舎・教室の増築や養護学校の再編整備、高等養護学校の新設等により対応を進めてきた。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。
取組方針
①点検・診断等
<ul style="list-style-type: none">各種の法定点検を着実に実施するとともに、「県有施設点検マニュアル」に基づく点検を徹底し、劣化や不具合の状況を的確に把握する。各種点検等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させる。長寿命化対象施設については施設点検調査を実施し、経年劣化や維持管理の状況を踏まえた長期保全計画を策定する。
②安全確保
<ul style="list-style-type: none">学校施設の管理においては、児童生徒の安全確保を最重要事項として認識のうえ、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合には、速やかに安全確保のための措置を行う。
③耐震化
<ul style="list-style-type: none">「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、平成 29 年度末までに耐震化を完了する。
④施設総量の適正化
<ul style="list-style-type: none">将来的に見込まれる高等学校における老朽校舎等の改築においては、長期における生徒数の減少を見据えた施設総量の適正化に留意する必要がある。
⑤長寿命化
<ul style="list-style-type: none">長寿命化対象施設については、「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき「長期保全計画」を策定し、中長期的かつ計画的に予防保全工事を実施することで長寿命化を図る。長寿命化の対象外となる建物についても、施設更新計画に基づく改修工事により、安全性、快適性、教育内容など時代に相応しい機能をできる限り長期に維持する。「県有施設点検マニュアル」に基づく点検の実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行う。
⑥維持管理・修繕・更新等
<ul style="list-style-type: none">児童生徒の安全・安心や良好な学習環境を維持するため、長期保全計画に基づく予防保全工事や施設更新計画に基づく改修工事、また、学校現場における日常的な修繕等を適切に実施する。

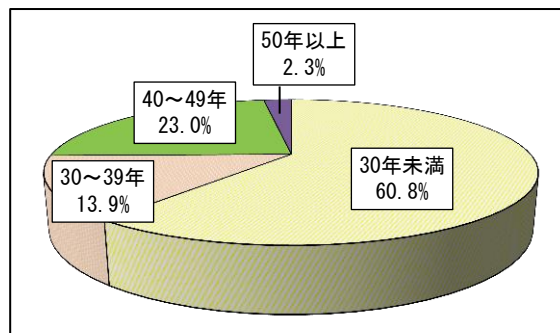
3. 警察施設

(1) 施設概要

資産内訳	施設数	建物数	延床面積(㎡)
本部庁舎	1	7	28,701
執行隊等	12	73	16,997
警察署	12	106	36,050
交番・駐在所等	163	543	19,051
宿舍	81	277	47,827
計	269	1,006	148,626

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000㎡以上	3	36,471	24.5%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	31	46,058	31.0%
500㎡以上 1,000㎡未満	34	23,676	15.9%
500㎡未満	938	42,422	28.5%
計	1,006	148,626	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	626	90,312	60.8%
30年～39年	181	20,659	13.9%
40年～49年	187	34,192	23.0%
50年以上	12	3,463	2.3%
30年以上			39.2%
40年以上			25.3%



※ 想定耐用年数 50年

(警察本部庁舎)



(大津警察署)



(草津警察署矢橋交番)



(2) 施設の現状および課題

- ・ 県民の安全・安心を守るための警察活動の拠点となる施設として、県警察の本部である警察本部庁舎、各地域を管轄する警察署と本部執行隊庁舎、地域警察官の活動拠点として交番・駐在所および事件・事故等の対応に必要な待機要員のための警察官待機宿舍など大規模なものから小規模なもの、鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造と多種・多数の施設を管理している。
- ・ 昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、耐震性に問題がある警察署、交番・駐在所等は、順次、建替整備を行う。
- ・ 今後、各施設の老朽化が進み、更新時期の到来により、老朽警察署・執行隊や、相談室、来訪者用のトイレ、女性警察官が勤務するための設備がないなどの問題がある交番・駐在所の建替・大規模改修が必要となってくるが、財政負担が課題となっている。
- ・ また、昭和56年以前の旧耐震で建築され、耐震性に問題がある老朽した警察官待機宿舍は、平成30年度までを目途に廃止するが、事件・事故等の対応のための待機要員のための警察官待機宿舍は一定数が必要なため、廃止により不足する分を確保するための財政負担が課題となっている。

(3) これまでの取組

- ・ これまでから、事件・事故の発生状況に応じて交番・駐在所設置の必要性を検討し、必要に応じて駐在所の交番化や施設の統廃合を行ってきた。
- ・ また、事件・事故等の対応に必要な待機要員のための警察官待機宿舍75棟のうち、昭和56年以前の旧耐震基準で建築され、耐震補強を行っても建物、設備とも老朽化が著しい49棟については、平成30年度までを目途に廃止することを決定したところ。
- ・ さらに、警察においても施設評価を実施するとともに、県で策定された県有施設長寿命化ガイドラインに基づき、具体的な取組を進めている。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
「現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、①施設総量の適正化、②施設の長寿命化、③施設の計画的な更新の3つを柱とした取組を総合的に推進し、将来の更新や維持管理に係るトータルコストの縮減・平準化を図る。
取組方針
①点検・診断等
<ul style="list-style-type: none">劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」に基づく点検を実施し、劣化や不具合の進行可能性や施設に与える影響などについて評価（診断）を行う。また、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、公共施設における「メンテナンスサイクル」を確立する。長寿命化対象施設については、施設点検調査を実施し、経年による劣化状況や外的負担（気候、天候、使用特性等）による建物性能の低下状況やこれまでの維持管理の状況等踏まえた長期保全計画を策定する。
②安全確保
<ul style="list-style-type: none">施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ、点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない施設は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却等を進める。
③耐震化
<ul style="list-style-type: none">「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、財政負担の平準化を考慮しつつ、計画的な耐震化（建替を含む。）を進める。
④施設総量の適正化
<ul style="list-style-type: none">今後の事件、事故等の発生状況を踏まえ、施設の利用状況、建物性能、維持管理費、必要性等を踏まえた「施設評価」を実施し、その結果に基づき、施設の統合・廃止等を継続的に実施する。統廃合等で不要となった施設は、民間への売却など適切な処分を行うなど、計画的に除却等を進める。
⑤長寿命化
<ul style="list-style-type: none">長寿命化対策の取組の方向性や考え方をまとめた「県有施設長寿命化ガイドライン」に基づき、長寿命化対象施設の建物ごとに「長期保全計画」を作成し、中長期的かつ計画的に予防保全を実施することで、長寿命化を図る。長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。「県有施設点検マニュアル」に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等
<ul style="list-style-type: none">施設の安全性や業務に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。施設の更新（建替・改修）については、事件事故等の発生状況を踏まえつつ、費用対効果、劣化状況、財政負担の縮減・平準化の観点等を踏まえて事業の必要性や適正規模等を十分見極めながら、計画的に更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図り、また、宿舍整備にあってはPFI等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討し、更新・修繕コストや管理運営コストの縮減を図る。

4. 道路施設

(1) 施設概要

資産内訳	数量
道路延長	2,235km(実延長)
橋梁	2,873
トンネル	48
舗装	20,984 千㎡(舗装面積)
シェッド	12
大型カルバート	3
横断歩道橋	36
門型標識	11

(橋梁)

規模	橋数	構成比
100m以上	132	4.6%
50m以上 100m未満	123	4.3%
15m以上 50m未満	588	20.5%
15m未満	2,030	70.7%
計	2,873	100.0%

(トンネル)

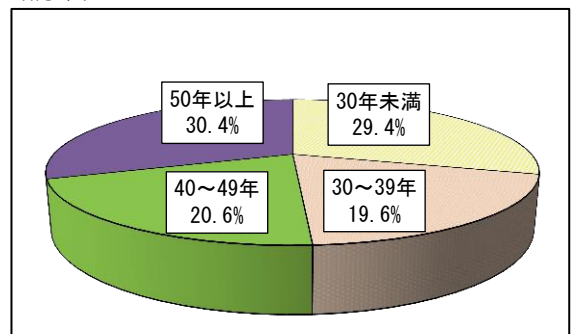
規模	本数	構成比
1,000m以上	6	12.5%
500m以上 1,000m未満	9	18.8%
100m以上 500m未満	24	50.0%
100m未満	9	18.8%
計	48	100.0%

築年数	橋梁		トンネル	
	橋数	構成比	本数	構成比
30年未満	668	29.4%	23	47.9%
30年～39年	445	19.6%	4	8.3%
40年～49年	467	20.6%	7	14.6%
50年以上	689	30.4%	14	29.2%
30年以上		70.7%		52.1%
40年以上		51.0%		43.8%

※ 橋梁は建設年次不明となっている607橋を除く
(H27・H28年度に特定する予定)

※ 想定耐用年数(15m以上の橋梁:50年)

(橋梁)



(橋梁)



(トンネル)



(シェッド [覆道])



雪崩や落石、土砂崩れから道路や線路を守るために作られた、トンネルに類似の形状の防護用の建造物

(2) 施設の現状および課題

- 今後、橋梁等の高齢化が急速に進行すると予想され、更新時期を迎える近い将来には、更新に要する費用が財政運営を圧迫するといったことが懸念される。
- そのため、増大が見込まれる橋梁の修繕・架替等に要する費用に対し、可能な限りのコスト削減を行うため、損傷が大きくなってから対策を行う「事後保全」から損傷が大きくなる前にきめ細やかな修繕を繰り返す「予防保全」に転換し、橋梁の長寿命化を図り、維持管理コストを削減する必要がある。
- また、舗装路面には、利用者の安全性確保や沿道住民に対する騒音対策を行っているが、穴ぼこによる管理瑕疵事故の発生や県民からの苦情・要望が多い。

(3) これまでの取組

日常的維持管理	除草、植栽管理、路面清掃、除雪、パトロール等
舗装	H17～ 路面性状調査実施 H25 舗装補修ガイドライン策定 H26 舗装修繕計画策定
橋梁(橋長15m以上)	H17～ 点検実施(簡易、詳細) H23 長寿命化修繕計画策定(コスト削減、平準化) H24～ 計画的な修繕の実施

橋梁（橋長15m未満）	H25～ 点検実施 H27、28 長寿命化修繕計画策定
定期点検	H27.1 橋梁、トンネル、シェッド、カルバート、横断歩道橋、門型標識のH26～H30年度までの5箇年の点検計画策定、公表
トンネル	H18～ 点検実施、必要に応じ修繕を実施
道路ストックの総点検	（道路附属物、法面） H25、26 第三者被害防止の観点で総点検を実施

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
【橋梁】	<ul style="list-style-type: none"> 橋長 15m 以上の橋梁については、平成 23 年策定の長寿命化修繕計画に基づき、予防保全の考え方を取り入れ適切な時期に対策を行うことで将来の更新や維持管理に係る経費の平準化を図る。 橋長 15m 未満の橋梁についても、平成 27、28 年度に長寿命化修繕計画を策定することとしている。 また H26 年に定期点検が義務化されたことから、点検年次計画を策定し、今後とも継続的に点検、診断を行い、適切な維持管理を行っていく。
【トンネル】	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検により施設の状況を把握し、必要に応じて修繕を行い、今後とも継続的に適切な維持管理を行っていく。
取組方針	
①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁、トンネル、シェッド・カルバート、横断歩道橋、門型標識については、道路法施行規則の改正を受け、5 年に一度近接目視による点検を行い、劣化状況や不具合状況を的確に把握し、評価（診断）を行うとともに、点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、「メンテナンスサイクル」を確立する。 その他の施設についても、施設を常に良好な状態に保つよう施設の状況を把握し、不具合の早期発見・早期対応を行うため道路パトロールによる日常点検を実施する。
②安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 県民の命と暮らしを守るために、老朽化する施設を適切に点検・診断を実施し、計画的な維持管理を行うとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
③耐震化	<ul style="list-style-type: none"> 「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、対象となる施設の耐震化を図る。
④施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> 修繕等の機会に施設の必要性を確認し、支障の無いものは撤去を行う。 旧道引渡しにあたって、不要施設の撤去が引渡しの障害とならないよう、あらかじめ確認・合意を早期に行い、円滑な引渡しに努める。
⑤長寿命化	<p>【橋梁】</p> <ul style="list-style-type: none"> 橋長 15m 以上の橋梁については、平成 23 年 9 月に策定した橋梁長寿命化修繕計画に基づき、中長期的かつ計画的に予防保全を実施し、長寿命化を図る。 また、橋長 15m 未満の橋梁についても、長寿命化修繕計画を策定し、計画的な予防保全を実施する。 <p>【トンネル】</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検結果に基づき、計画的な予防保全を実施する。
⑥維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> 安心・安全な道路環境を確保するため、適切に維持管理を実施するとともに、長寿命化修繕計画もしくは点検結果に基づき計画的な修繕を実施する。

5. 河川管理施設

(1) 施設概要

資産内訳	施設数
可動堰	2
樋門	12
浄化施設	4
サイフォン	1
調整池ポンプ	1
除塵機	1
管理橋	57
計	78

規模	施設数	構成比
10年未満	2	9.5%
10年～19年	7	33.3%
20年～29年	11	52.4%
30年～39年	1	4.8%
40年以上	0	-
計	21	100.0%
30年以上		4.8%

※ 施設数に管理橋は含まない。

※ 想定耐用年数(矢板護岸、管理橋除く) 40年

(可動堰)

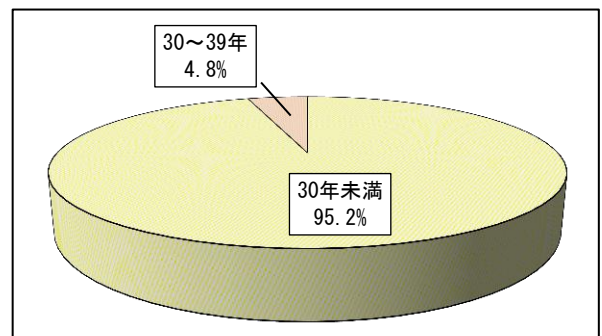


(樋門)



堰は、水をせき止める目的で河川や湖沼などに設けられる構造物。
可動堰は、水位調節のために、門扉など一部または全部を動かすことができる堰

堤防の中にコンクリートの水路を通し、そこにゲート設置する場合、樋門または樋管と呼び、箱形等の構造の場合で規模の大きなものを樋門と呼ぶ。



(2) 施設の現状および課題

- 戦後は災害復旧事業を主として、昭和47年から琵琶湖総合開発に関連して、平成9年の河川法改正後は河川整備計画により河川整備を行い、これらにより施設の整備が行われた。
- 約57%が建設後20年以上経過しており、今後、施設の老朽化が進み、補修や更新等の維持管理経費が増大することが予想される。
- 更新等には多額の費用を要することから、平成27年度、平成28年度で長寿命化計画を策定し、必要予算の縮小化、平準化を図る必要がある。
- 平成27年度は長寿命化計画策定にあたり、施設の健全度の評価基準や施設の修正・更新等の優先順位の判断基準等の基本方針を策定する。

(3) これまでの取組

【H19年度】

- 「効果的な・効率的な河川の維持管理の実施について」(国土交通省通知)を受け、治水上重要な築堤河川を各管内で1河川モデル河川として選定し、直営による巡視点検を試行。その後、管内版河川維持管理計画(案)を策定

【H24年度】

- 国が「河川砂防技術基準維持管理編【河川編】」および「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領案」を策定したことに伴い、管内版河川維持管理計画を改訂。
- 県が管理する河川を委託による巡視点検区間と職員直営による巡視点検区間に区分し、職員直営による河川巡視点検マニュアルを策定

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
<ul style="list-style-type: none">施設の特性を踏まえた点検を定期的に行い、施設の現状把握と機能維持に努める。できる限り早期に維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みを算出し、施設総量の見直しや計画的更新等により財政負担の平準化を図る。
取組方針
①点検・診断等
<ul style="list-style-type: none">施設の点検を一定の基準に基づいて実施し、評価結果に基づき、適切な時期に必要な対策を行い、点検の結果や対策履歴等の情報を適切に管理・蓄積し、次の点検に活用する。
②安全確保
<ul style="list-style-type: none">管理者による河川維持管理計画（案）に沿った点検を実施することにより、施設の健全性を確認し、危険性の有無を適切に把握する。施設の損傷等が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。
③耐震化
<ul style="list-style-type: none">耐震化対策については、施設の長寿命化のための修繕・更新時と同時に実施するなどトータルコストの縮減に努める。
④施設総量の適正化
<ul style="list-style-type: none">河川管理施設は、設置場所や背後地の土地利用の状況に密接に関わるため、統合や他の施設による代替ができないことから施設総量の適正化にはなじまないが、既存の施設を適切に維持管理・更新等に努める。
⑤長寿命化
<ul style="list-style-type: none">施設の劣化等の状況を的確に把握し、ライフサイクルコストを考慮し、予防保全の観点から必要な対策を講じるとともに、長寿命化対策の実施時期が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等
<ul style="list-style-type: none">施設の安全性や施設の機能に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕・更新等を実施する。施設の更新については、施設の特性、費用対効果、緊急度等を踏まえて、更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図るとともに、個別施設計画を策定し、河川管理施設等の特性を踏まえつつ、戦略的・計画的・効率的な維持管理・修繕・更新に努める。電気機械設備等の点検については、専門の技術者を有する企業に委託し、引き続き民間の技術力を活用する。

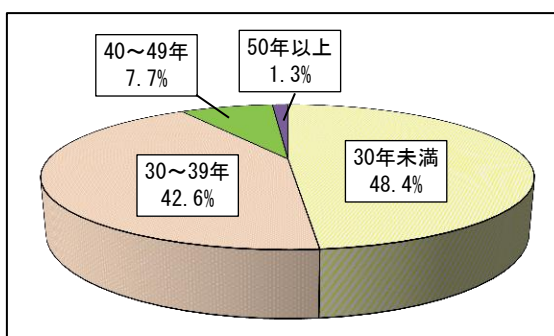
6. 港湾施設

(1) 施設概要

資産内訳	施設数
水域施設	8
外郭施設	48
係留施設	48
臨港交通施設	8
その他施設	58
計	170

港湾名	指定日	備考
大津港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
彦根港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
長浜港	S27.7.1	地域防災計画に定める広域湖上輸送拠点
竹生島港	S42.3.17	—

築年数	施設数	構成比
30年未満	75	48.4%
30年～39年	66	42.6%
40年～49年	12	7.7%
50年以上	2	1.3%
計	155	100.0%
30年以上		51.6%
40年以上		9.0%



※ 整備年度不明の施設を除く。

※ 想定耐用年数 50年

(外郭施設)



波、風などの影響で岸壁等が壊れないように守る施設
(護岸、防波堤)

(係留施設)



船を泊めたり、獲ってきた魚を陸にあげる施設
(岸壁、浮棧橋)

(2) 施設の現状および課題

- ・ 昭和47年から平成9年まで実施された琵琶湖総合開発事業による水資源開発公団の整備(彦根港、長浜港、竹生島港)や総合開発事業に合わせて施設が整備(大津港)された。
- ・ 現状のまま推移した場合、施設全体(約155施設)のうち、築50年以上の施設が10年後に約10%程度、20年後に約50%程度へと増加する見込み(整備年度不明の施設を除く)
- ・ 県管理港湾は湖上観光が主であり、現在の利用状況・施設規模を維持するため、今後の維持管理経費の増大が課題となっている。

(3) これまでの取組

- ・ 平成23年度および平成24年度に重要度の高い施設(防波堤、棧橋など)について現況調査を行い、維持管理計画を策定した。
- ・ 今後、平成27年度に護岸施設の維持管理計画、平成28年度に上記以外の施設のうち維持管理計画が必要な施設について策定を行う予定。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
<p>港湾維持管理計画を策定し、これに基づき、①施設の点検、②施設の補修、③施設の計画的な更新により、現在保有する施設の有効活用を基本に、将来の更新や維持管理に係る経費の平準化を図る。</p>	
取組方針	
①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な港湾施設については、国土交通省の指針に基づく維持管理計画の策定を行っており、その他の維持管理計画が必要な港湾施設については、新たに計画を策定し既存の維持管理計画を更新する。 ・ 今後は、策定した維持管理計画に沿って施設の点検を実施する。
②安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者による定期的な点検と維持管理計画に沿った点検・診断を実施することにより、施設の健全性を確認し、危険性の有無を適切に把握する。
③耐震化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「滋賀県地域防災計画」に基づき、対象となる港湾施設の耐震化を図る。
④施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滋賀県地域防災計画での広域湖上輸送拠点としての位置づけ、また観光上の重要性から、民間での代替は不可能なため、総量縮小にはなじまない。しかし、不用施設等が発生した場合は多用途への転用や撤去等を計画的に進める。
⑤長寿命化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 維持管理計画に基づく施設の点検実施により、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・修繕を行うことで、設計供用期間中の健全性を確保するとともに、可能な限り長寿命化を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全性や施設の運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。 ・ これまでの管理者による定期的な点検の実施に加え、策定した維持管理計画に沿った点検を実施し、ライフサイクルマネジメントに基づく合理的かつ効果的な修繕を行いながら、港湾施設の維持を図っていくこととし、施設の健全性を確認しつつ、維持管理費の平準化に努める。 ・ 大津港において指定管理者制度を実施しており、適切な運用により施設管理への民間活力の活用を引き続き行う。

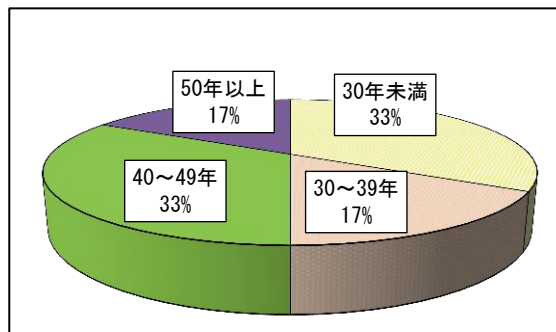
7. 治水ダム

(1) 施設概要

資産内訳	箇所
治水ダム	6

ダム名	余呉湖	日野川ダム	石田川ダム	宇曽川ダム	青土ダム	姉川ダム
位置	長浜市余呉町	蒲生郡日野町	高島市今津町	東近江市平柳町 愛知郡愛荘町	甲賀市土山町	米原市曲谷
運用開始年月 (経過年)	1960年7月 (54年)	1966年4月 (49年)	1970年4月 (45年)	1980年4月 (35年)	1988年4月 (27年)	2002年4月 (13年)
ダム型式	自然湖	グラベルフィル ・アース	ロックフィル	ロックフィル	ロックフィル	重力式コンク リート
総貯水容量 (千m ³)	14,700	1,038	2,710	2,900	7,300	7,600

築年数	ダム数	構成比
30年未満	2	33%
30年～39年	1	17%
40年～49年	2	33%
50年以上	1	17%
30年以上		67%
40年以上		50%



※ 半永久施設(電気・電気通信設備は除く)

(治水ダム)



治水目的(洪水調節)のみのダム。ダム放流量を制御しながらダム貯水池に洪水の一部をためることで、ダム下流での洪水被害を軽減する。

(2) 施設の現状および課題

- 各ダム下流域の県民財産・生命を守るためには、ダム機能の維持は最重要課題である一方で、ダム機能を維持するために必要な設備には、耐用年数超過等、健全度が低いと診断される設備がある。
- ダム機能の維持にはこれらの設備を適正に更新改良する必要があるが、設備の更新改良には大きな費用がかかるため、長寿命化計画を策定し、必要予算の縮小化・平準化を図る必要がある。

(3) これまでの取組

- ダム機能維持のための県単費による維持補修工事や、国庫補助による堰堤修繕・改良、情報基盤整備等を行っている。
- 平成25年度から3ヶ年計画でダム長寿命化計画を策定しているところ。
- 平成25年度は日野川ダム・宇曽川ダム、平成26年度は石田川ダム・姉川ダムについて策定済み。
- 平成27年度は余呉湖・青土ダムおよび6ダムとりまとめの「滋賀県治水ダム長寿命化計画」を策定する。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	ダムごとに策定する「長寿命化計画」および6ダムをとりまとめた「滋賀県治水ダム長寿命化計画」に基づき更新改良、維持補修に係る経費の縮小化・平準化を図る。
取組方針	
①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">ダム操作規則に定める日常・定期点検を実施するとともに、3年ごとに実施するダム定期検査においても維持管理状況を確認する。
②安全確保	<ul style="list-style-type: none">ダム操作規則に定める日常・定期点検を実施し、危険な個所が発見された場合は、速やかに補修するとともに、3年ごとに実施するダム定期検査においても、直ちに改修・結果観察等検査結果をランク分けし、適切に補修改修していく。
③耐震化	<ul style="list-style-type: none">必要箇所について順次耐震照査を実施していく。
④施設総量の適正化	—
⑤長寿命化	<ul style="list-style-type: none">ダム機能を維持しながら施設の使用期間の延伸を図り、将来の財政負担の平準化を計画的に進める必要があることから、従来施設や設備に不具合や故障が発生した段階で事後的に対応する「事後保全」から、不具合等の状態が深刻化する前に予防的・計画的に対策を講じる「予防保全」に転換を図り、ダム施設の長寿命化やトータルコストの縮減を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none">長寿命化計画に基づき計画的に修繕・更新を実施する。大規模改修については、補助事業である堰堤改良事業・情報基盤整備事業により改良更新を図る。

8. 砂防関係施設

(1) 施設概要

資産内訳	施設数
砂防堰堤・床固	4,721
地すべり防止施設	10
急傾斜地崩壊防止施設	295
計	5,026

築年数	砂防堰堤・床固	地すべり防止施設	急傾斜地防止施設	計	構成比
30年未満	1,466	6	185	1,657	40.0%
30年～39年	906	3	66	975	23.5%
40年～49年	857	1	44	902	21.8%
50年以上	609	-	-	609	14.7%
			30年以上		60.0%
			40年以上		36.5%

※ 砂防堰堤・床固は、築年数不明の 883 基は除く。

※ 想定耐用年数 50 年

(砂防堰堤)



土石流が発生する恐れのある地域において、土砂災害から人家や公共施設を守るため、砂防えん堤や護岸工などの砂防施設を整備

(地すべり防止施設)

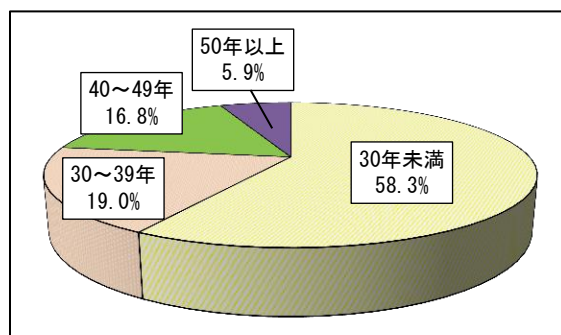


地すべりが発生する恐れのある地域において、地すべりによる被害から人家や公共施設を守るため、排水施設、擁壁(ようへき)などの地すべり防止施設を整備

(急傾斜地崩壊防止施設)



急傾斜地とは、傾斜度が 30 度以上で高さが 5m 以上の区域をいう。このような区域ではがけ崩れなどが発生する恐れがあり、がけ崩れによる被害から人家や公共施設を守るため、擁壁、落石防護柵、法枠工などの施設を整備



(2) 施設の現状および課題

【現状】

- ・ 県内の砂防関係施設は約 5,000 施設と膨大な数がある。
- ・ 今後は建設後 50 年以上となる施設が急増する見込み
(20 年後には施設の 60%となる H28 年 14.7%→H48 年 60.0%)

【課題】

- ・ 砂防関係施設の長寿命化計画は、都道府県レベルでは取組が始まったところである。
- ・ 今後、長寿命化計画を策定し、計画的に施設の点検、修繕、改築、更新を行うことにより、ライフサイクルコストの縮減と予算の平準化を図ることができる実行性のある計画を策定することが課題

(3) これまでの取組

- ・ 施設の老朽化状況を把握するため緊急点検を平成 25～26 年度にかけて実施した。
- ・ 平成 27 年度は、本県における砂防設備と急傾斜地崩壊防止施設について、長寿命化計画を策定するための基本的な考え方や手順等を示す長寿命化計画策定マニュアル(案)を策定する。
- ・ 平成 28 年度以降、マニュアルをもとに長寿命化計画を平成 30 年度までに策定する。
(土木事務所ごとに策定予定)

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
<p>非常に多くの施設があり、今後、施設の老朽化が進む中、ライフサイクルコストの縮減、更新時期の平準化、予算やニーズに応じた選択と集中など、中長期的な維持管理計画の策定が必要である。そのため、長寿命化計画を策定し、その計画に沿って、施設の点検、修繕、改築、更新を計画的、重点的に実施する。</p>	
取組方針	
①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">施設の健全度が効率的に把握できるよう、長寿命化計画策定作業の中で点検計画を策定し、点検を実施する。
②安全確保	<ul style="list-style-type: none">定期点検等により高い危険性が認められた場合は、速やかに安全確保の措置を行う。
③耐震化	<ul style="list-style-type: none">施設は基本的に耐震性能を有しているが、施設が損傷し、耐震性能が大きく低下している施設があれば、対策を実施する。
④施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none">代替性がないため、統廃合の予定はない。
⑤長寿命化	<ul style="list-style-type: none">砂防関係施設が長期にわたり、その機能及び性能を維持・確保するため、長寿命化計画を策定し、計画に沿った維持管理等を行うことにより長寿命化を図る。計画は必要に応じて適宜見直す。
⑥維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none">除木、堆積土砂撤去等、日常的な維持管理は、今までどおり適時・適切に実施する。長寿命化計画に基づく修繕等は、施設の健全度評価、保全対象との位置関係、施設の重要度等により優先度を検討し、優先度の高い施設から対策を実施する。

9. 公園施設

(1) 施設概要

資産内訳	尾花川公園	びわこ文化公園	春日山公園	びわこ地球市民の森	奥びわすぽ-ツの森	湖岸緑地(15地区)	計	
当初開設年度 (経過年数[H27年度])	S29 (61年)	S55 (35年)	H13 (14年)	H14 (13年)	S62 (28年)	S55 (35年)		
箇所数	園路広場(木橋、デッキ等)	2	35	19	40	2	473	571
	休養施設(四阿、ハコラ等) <small>あずまや</small>	17	60	88	108	1	1,229	1,503
	遊戯施設(遊具)	6	7	7	-	-	61	81
	便益施設(トイレ、駐車場等)	1	19	13	29	2	176	240
	管理施設(管理事務所等)	66	253	217	361	4	3,343	4,244
	その他公園施設	6	77	3	5	3	85	179
	計	98	451	347	543	12	5,367	6,818

※長寿命化計画策定時(H25年度)の施設分類数

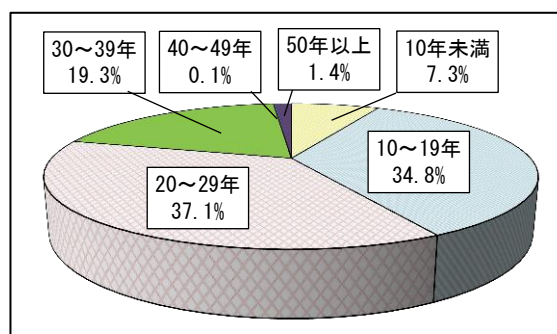
建設後年数 (H27年度現在)	施設数	構成比	施設数(木製)		施設数(鋼製)		施設数(コンクリート製)		施設数(その他)	
			施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比	施設数	構成比
10年未満	500	7.3%	112	6.5%	213	7.9%	60	4.8%	115	10.0%
10年～19年	2,374	34.8%	803	46.8%	1,003	37.3%	323	25.7%	245	21.2%
20年～29年	2,528	37.1%	516	30.1%	982	36.5%	541	43.1%	489	42.4%
30年～39年	1,313	19.3%	273	15.9%	450	16.7%	293	23.3%	297	25.7%
40年～49年	6	0.1%	1	0.1%	-	-	2	0.2%	3	0.3%
50年以上	97	1.4%	11	0.6%	44	1.6%	37	2.9%	5	0.4%
計	6,818	100.0%	1,716	25.2%	2,692	39.5%	1,256	18.4%	1,154	16.9%
30年以上		20.8%								
40年以上		1.5%								

※ 想定耐用年数(コンクリート製) 50年

あずまや
(四阿)



(遊具)



(2) 施設の現状および課題

【現状】

- ・ 県の管理する都市公園は、6公園(288.93ha)。6公園中4公園で開設20年を超えている。
- ・ 公園利用者が安全に安心して公園を利用できるよう、計画的に施設の更新・修繕を行う必要があるため、平成25年度に「滋賀県公園施設長寿命化計画」を策定。

【課題】

- ・ 老朽化施設に対する安全対策の強化や修繕・更新費用の平準化およびライフサイクルコストの最も低廉となる手法での取組を図る必要があるが、施設の更新等のための財政負担が課題となっている。

(3) これまでの取組

【H21 年度】
・ 公の施設見直し計画に基づく「奥びわスポーツの森」の長浜市への移管協議を開始
・ 「奥びわスポーツの森」の公園施設長寿命化調査を実施
【H24 年度】
・ 「奥びわスポーツの森」の移管協議不調により、計画に基づきプール施設の使用を閉鎖
【H25 年度】
・ 公園施設長寿命化計画を策定
【H26 年度】
・ 公園施設長寿命化計画に基づく、公園施設の修繕工事に着手
【H27 年度】
・ 公園施設長寿命化策定指針（H24.4 国土交通省策定）に対応するため、「奥びわスポーツの森」公園施設長寿命化計画の見直しを行う予定

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
公園利用者の安全性の確保およびライフサイクルコスト縮減の観点から、公園施設の適切な修繕や改築を計画的に実施し、指定管理者との情報共有に努め、長寿命化計画の進行管理を行っていく。
取組方針
①点検・診断等
・ 遊具については、国土交通省が策定する「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき日常点検および定期点検を実施し、健全度を診断する。
・ その他の公園施設については、公園管理者による巡視において確認を行う。
②安全確保
・ 点検や診断等により公園施設に不具合が見受けられた場合は、緊急的な修繕や改築を実施することとし、速やかに修繕や改築を実施できない施設については、使用禁止等の必要な措置を講じる。
③耐震化
・ 「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、対象となる県有施設の耐震化を図る。
④施設総量の適正化
・ 利用頻度の少ない公園施設については、修繕や改築等の計画時に合わせて廃止についても検討する。
⑤長寿命化
・ 滋賀県公園施設長寿命化計画に基づき、修繕や改築等を計画的に実施する。
⑥維持管理・修繕・更新等
・ 公園施設の種別ごとに予防保全型、事後保全型の管理分類を設定し、計画的に修繕や改築を実施する。
・ 引き続き、指定管理者制度の適切な運用により、施設管理への民間活力の活用を引き続き行う。

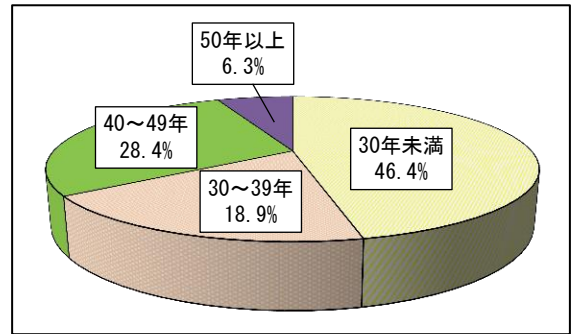
10. 県営住宅

(1) 施設概要

資産内訳	建物数	戸数
県営住宅(43団地)	192	3,007

規模	建物数	戸数	構成比
3,000㎡以上	3	253	8.4%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	72	1,905	63.3%
500㎡以上 1,000㎡未満	27	381	12.7%
500㎡未満	90	468	15.6%
計	192	3,007	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	63	1,395	46.4%
30年～39年	34	567	18.9%
40年～49年	68	855	28.4%
50年以上	27	190	6.3%
30年以上			53.6%
40年以上			34.7%



※ 想定耐用年数 簡易耐火造平屋建 30年
準耐火造住宅等 45年
中層耐火造住宅等 70年

(県営住宅一覧)

所在市町	団地名	戸数	所在市町	団地名	戸数	所在市町	団地名	戸数	
大津市	朝日が丘団地	116戸	長浜市	西神団地	20戸	野洲市	上屋団地	64戸	
	神領団地	441戸		黒田団地	30戸		永原第二団地	63戸	
	栗林団地	30戸	近江八幡市	西本郷団地	24戸	甲賀市	古城が丘団地	24戸	
	石山団地	220戸		鷹飼団地	144戸		北脇団地	30戸	
	石山南団地	180戸		今堀団地	114戸		信楽団地	30戸	
	彦根市	石山東団地	58戸	東近江市	大森団地	46戸	湖南市	西寺団地	34戸
		一里山団地	18戸		沖野原団地	90戸		田代ヶ池団地	24戸
八坂団地		42戸	春日団地		32戸	高島市		弘川団地	30戸
芹川団地		24戸	今団地	20戸	平ヶ崎団地		66戸		
東沼波団地		21戸	陽ノ丘団地	68戸	揮戸団地		23戸		
開出今団地		132戸	矢倉団地	60戸	安井川団地		78戸		
長浜市		新庄寺団地	100戸	草津市	渋川団地	112戸	(朝日が丘団地)		
	日之出団地	14戸	久保団地		90戸				
	永保団地	12戸	守山市	石田団地	30戸				
	殿町団地	40戸		川辺団地	123戸				
	北新団地	36戸	栗東市	小平井団地	54戸				



(2) 施設の現状および課題

- 昭和30年代から40年代に建設された県営住宅は、経年変化に伴い、老朽化が著しく、居住環境も劣悪であったことから、昭和63年から建替事業を順次進めてきた。
- 現在、14団地(1,351戸)で建替事業を完了し、管理戸数全体の約45%が建替済となっている。
(法定耐用年数の超過率)
平成28年度 管理戸数全体の約 8%
平成37年度 管理戸数全体の約 13%
- 法定耐用年数を経過した住宅を計画的に更新し、良質な住宅ストックを提供していく必要があるが、過去の修繕周期(20年)・建替周期(40年)により修繕・建替事業を実施していくと、現状の予算規模を大幅に上回る事業費が必要となる。
- 定期的に「滋賀県公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、事業量の調整や平準化を進めていく必要がある。

(3) これまでの取組

- 「滋賀県公営住宅等長寿命化計画(平成 23 年度策定)」に基づき、建替事業により老朽化した県営住宅の計画的な建替えを実施している。また、ストック総合改善事業等により予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を図っている。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
平成 27 年度に「滋賀県公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行い、県営住宅の管理戸数の適正化を実施する。
取組方針
①点検・診断等
<ul style="list-style-type: none">各種設備の法定点検はもとより、建築基準法第 12 条第 2 項及び第 4 項に定める定期点検を建築物は 3 年に 1 度、昇降機は 1 年に 1 度実施するとともに、毎月 1 回「県営住宅団地の施設点検マニュアル」に従って日常の施設点検を行い、住棟ごとの管理台帳を適切に整備し、予防保全的な管理を実施する。長寿命化対象施設については、経年による劣化状況やこれまでの維持管理の状況を踏まえて、「滋賀県公営住宅等長寿命化計画」におけるメンテナンスサイクルの見直しを行う。
②安全確保
<ul style="list-style-type: none">施設の管理においては、県民・利用者の安全確保を重視し点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握する。危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行うとともに、老朽化等により用途廃止した県営住宅は、危険性が生じることがないように、すみやかに除却・解体等を進める。
③耐震化
<ul style="list-style-type: none">耐震化は完了しており、対策の必要性なし。
④施設総量の適正化
<ul style="list-style-type: none">「滋賀県公営住宅等長寿命化計画（平成 24 年 3 月策定、平成 27 年度見直し予定）」において、「公営住宅等長寿命化計画策定指針（平成 21 年 3 月 国土交通省住宅局）」に基づく活用手法の選定を実施し、集約建替や用途廃止を実施する。用途廃止等で不要となった県有地は、他用途への転用や市町、民間への売却など適切な処分を行う。
⑤長寿命化
<ul style="list-style-type: none">「滋賀県公営住宅等長寿命化計画（平成 24 年 3 月策定、平成 27 年度見直し予定）」に基づき、耐用年数までの使用を可能とするため、予防保全的な維持管理および耐久性の向上等を図る改善を実施し、県営住宅の長寿命化を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等
<ul style="list-style-type: none">施設の安全性を保つため、適切に維持管理・修繕等を実施する。施設の更新（建替事業・ストック改善事業）については、将来ニーズや劣化状況等を踏まえて事業の必要性を検討し、計画的に更新の実施時期を調整することにより財政負担の平準化を図る。指定管理者制度の適切な運用により、施設管理への民間活力の活用を引き続き行うとともに、建替事業の実施にあたっては、PPP/PFI 等を含む民間活力を活用する手法もあわせて検討する。

11. 農業水利施設等

(1) 施設概要

資産内訳	数量
農業用排水路	
基幹水路	1,000km
末端水路	12,000km
基幹施設	125箇所
農業用ダム	4箇所
ため池	703箇所
農道(橋梁)	131橋
地すべり防止施設	2地区

(用排水路)



ダムや川から取水した農業用水を農地に運ぶための水路や、農地の水はけをよくするための排水路など

(農業用ダム)

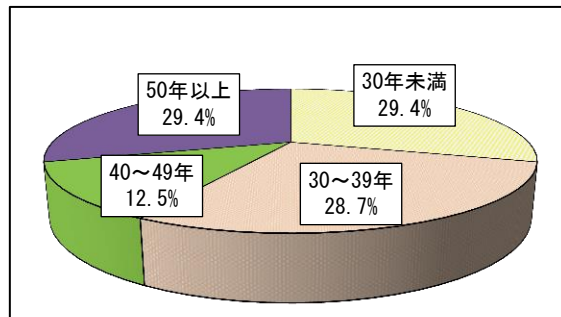


農業用水の取水を効率的に行うため河川をせき止め、用水の貯水・調節をする施設

(基幹水路)

築年数	数量(km)	構成比
30年未満	294	29.4%
30年～39年	288	28.7%
40年～49年	125	12.5%
50年以上	294	29.4%
30年以上		70.6%
40年以上		41.9%

※ 想定耐用年数(基幹水路) 40年



(2) 施設の現状および課題

- 農業水利施設等は、琵琶湖総合開発により集中的に整備され、既に30年以上経過し、一定のまとまりをもって老朽化が進行している。
- こうした状況は、維持管理や重大事故の発生リスク等を増加させ、農業の安定経営だけでなく、道路に埋設した送水管の破裂等により県民生活にも影響を及ぼすことが懸念される。
- そのため、農業水利施設全体をひとつの資産としてとらえ、全ての関係者が目的や情報を共有し、施設を長持ちさせる補修・補強工事や更新工事を効率的かつ計画的に行う「農業水利施設アセットマネジメント」を積極的に推進する。
- また、農業水利施設以外にも、ため池や農道(橋梁)、地すべり防止施設の機能保全を計画的に図る必要がある。

(3) これまでの取組

- 平成21年3月に基本的な方針となる「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント全体計画」を策定し、平成26年3月に「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント推進協議会」(県・市町・土地改良区等で構成)で「滋賀県農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」(10年間の計画)が策定された。
- 中長期計画は、施設ごとの機能診断結果から、ライフサイクルコストが最も経済的となる保全更新対策を示した機能保全計画を基に、施設管理者が作成された地区中長期計画等を集計し、県全域の計画として取りまとめたものであり、この中長期計画に基づき施設の保全更新対策を着実に実施することが求められているところ。
- また、推進体制として、基幹水利施設を管理する土地改良区ごとに地区技術検討会を、地方事務所管内ごとに地域検討会、県全域の組織として推進協議会、学識経験者等で組織する検討会、県土連内にセンターを順次設置し、関係者協働で取り組んでいる。

(4) 基本方針および取組方針

<p>基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設の機能診断結果等に基づき、適時的確に対策を実施することはもとより、中長期計画に基づき着実に実施することによって、将来の更新や維持管理に係る経費の縮減を図る。 現在の農業水利施設は、整備の段階で用排水路やため池等の統廃合を行ってきたが、今後とも農地がある限り施設の維持保全は必要のため、更新時には、将来の受益農地の面積や営農方法等を想定したうえで、情報を関係者で共有しながら、経済的かつ効率的な形で施設規模・能力を決定しつつ、長寿命化を図っていく。
<p>取組方針</p>	<p>①点検・診断等</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設管理者が行う日常管理による点検結果を踏まえ、定期的な機能診断の結果とそれに基づく劣化予測を反映させた機能保全計画を作成する。 また、日常管理においては、土地改良施設管理基準等に基づいて、通常時の状態と異なる現象が生じていないか常に留意しつつ運転操作や点検に臨む必要があり、施設管理者と関係機関が情報を共有し、連携して取り組むこととする。 <p>②安全確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設は、利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行（老朽度）が異なることから、安全・安心を確保するため、「適切な日常管理」「定期的な機能診断」、診断結果を踏まえた「機能保全計画の作成」、そして計画に基づく「対策の実施」という「アセットマネジメントサイクル」を確実に実施する。 <p>③耐震化</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の保全更新対策の機会を捉えて耐震性能の確認を行い、施設の状況に応じた対策を効率的・効果的に実施する。 <p>④施設総量の適正化</p> <ul style="list-style-type: none"> 更新対策の機会を捉えて、将来の受益農地や営農方法等を想定したうえで、情報を関係者で共有しながら、経済的かつ効率的な形で施設規模・能力を決定しつつ、社会構造の変化にも対応した長寿命化対策を実施する。 <p>⑤長寿命化</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設ごとの機能診断結果から、ライフサイクルコストが最も経済的となる保全更新対策を示した機能保全計画を取りまとめ、今後 10 年間の具体的な対策を示した「農業水利施設アセットマネジメント中長期計画」を基に、優先順位付けを行いながら着実に実施し、施設の長寿命化を図る。 壊れたら直す「事後保全」から、あらかじめ手を加え長寿命化を図る「予防保全」に転換し、「適切な日常管理」「定期的な機能診断」、診断結果を踏まえた「機能保全計画の作成」、そして計画に基づく「対策の実施」という「アセットマネジメントサイクル」を確実に実施する。 <p>⑥維持管理・修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> 機能保全計画を踏まえつつ、適時適切な補修・更新等を行っていくことを基本とするが、計画どおりに実施することのみを優先するのではなく、施設の機能を継続的に監視しつつ、その監視結果も踏まえた対策工事を適時適切に実施することで、徹底的な長寿命化を図る。

12. 治山・林道施設

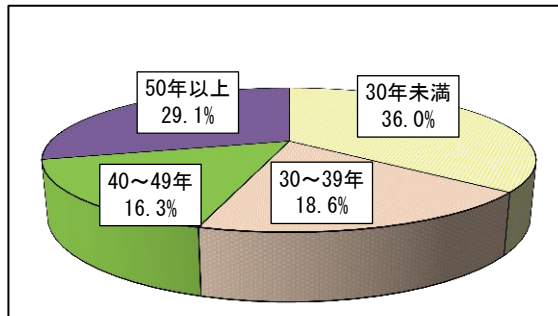
(1) 施設概要

資産内訳	数量
治山(溪間工)	10,274 基
林道	2 路線

(治山[溪間工])

築年数	数量	構成比
30年未満	3,704 基	36.0%
30年～39年	1,908 基	18.6%
40年～49年	1,672 基	16.3%
50年以上	2,990 基	29.1%
30年以上		63.9%
40年以上		45.4%

※ 想定耐用年数(治山施設) 50年



(治山(溪間工))



荒れた溪流に谷止工等を施工して、溪流の浸食防止や不安定な土石の移動を抑制し、下流域への土砂災害の発生を防ぐ。

(林道)



林道は、間伐や枝打ちなどの森林整備、木材の搬出などに利用。また、山村地域の生活道や災害時の避難路としての役割も持っている。

(2) 施設の現状および課題

【治山施設】

- これまで治山事業については主に山地の保全、復旧を目的に実施してきたため、現状では目的を達成し、維持管理の必要がない施設が多数存在する。
- また、人家やライフライン等に近接しこれらの防災や減災の機能を兼ねた治山施設も存在するため、このような施設については、その機能が発揮されるよう適切な維持管理および補修を行う必要がある。
- 計画的かつ平準化して維持管理や補修を行う予定をしており、緊急を要する対応が必要となった場合を除き、財政面等の課題は大きいとは思われない。

【林道施設】

- 県が管理する林道2路線において、現時点では長寿命化計画の対象となる重要構造物は存在しないが、将来、橋梁等の施設整備を行った場合に備え長寿命化計画を策定していくものとする。

(3) これまでの取組

- 平成21～26年度で、県内の全治山施設の位置と現況を把握するため委託調査を実施した。
- また、今年度より水源林保全巡視員を設置し、その業務の中で治山施設・林道施設の調査・点検を目視により行っている。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
<ul style="list-style-type: none"> 治山施設は永久構造物であり、メンテナンスフリーで管理するものであるが、長寿命化計画策定にあたり、人家近く等の優先度の高い箇所から点検を行い、補修等の対策が必要な箇所については対応し、より長期的に、施設の効果が発揮できるように取り組むこととする。 また、林道施設については、橋梁等を建設した場合には長寿命化計画の対象となることから、定期的な点検等を行い長期的な視点で管理していくこととする。 	
取組方針	
①点検・診断等	<p>(治山施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年度以降、人家近く等の優先度の高い施設を対象に点検・診断を行っていく。
②安全確保	<p>(治山施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 点検結果を基に、機能の低下が懸念される施設については、補修等を行う。
③耐震化	<p>(治山施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地震については、施工段階で考慮されているため対策等はない。
④施設総量の適正化	<p>(治山施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設の有効活用を図り、新たな施設の整備については、災害復旧や災害危険度の高い箇所へ集中して行う。
⑤長寿命化	<p>(治山施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「治山林道施設長寿命化行動計画」に基づき点検・補修等を計画的かつ長期的に取り組んでいく。 長寿命化対策の点検・補修費用が集中しないよう実施時期を適切に調整し、財政負担の平準化を図る。 <p>(林道施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の県管理路線には、橋梁等に長寿命化対策が必要な重要構造物はないが、今後重要構造物を管理することを想定し、林道施設に係る長寿命化計画を策定する。長寿命化の対象となる施設については、定期的な点検を行い長期的な視点で管理していく。
⑥維持管理・修繕・更新等	<p>(治山施設)</p> <ul style="list-style-type: none"> 補修等が必要な施設については、緊急度を優先して計画的に行う。

13. 交通安全施設

(1) 施設概要

資産内訳	数量	資産内訳	数量
信号柱	9,597 本	交通流監視カメラ	20 基
信号制御機	2,372 基	情報収集提供装置	482 基
信号灯器	25,545 灯	情報収集装置	1,707 基
管制情報板	18 基	オーバーハング(大型)標識	2,025 本

経過年数	信号柱 (鋼管柱(50年) コンクリート柱(42年))		信号制御機 (耐用年数 19年)		信号灯器 (耐用年数 20年)		管制情報板 (耐用年数 19年)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
耐用年数経過	233	2.4%	134	5.6%	3,938	15.4%	4	22.2%
耐用年数未経過	9,364	97.6%	2,238	94.4%	21,607	84.6%	14	77.8%

経過年数	交通流監視カメラ (耐用年数 19年)		情報収集提供装置 (耐用年数 15年)		情報提供装置 (耐用年数 19年)		オーバーハング標識 (耐用年数 20年)	
	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比	数量	構成比
耐用年数経過	7	35.0%	103	21.4%	220	12.9%	1,414	69.8%
耐用年数未経過	13	65.0%	379	78.6%	1,487	87.1%	611	30.2%

(信号制御機)



交差点付近に設置して信号表示を制御する。

(信号灯器)



(管制情報板)



交通管制センターからの遠隔制御により交通情報を表示する。

(2) 施設の現状および課題

- 高度成長期以降に大量整備された交通安全施設は更新時期を迎え、更新をしなければ耐用年数を経過した施設や経年劣化した各施設が毎年積み上がっていくこととなり、各種機器の故障の他、施設の倒壊・傾斜、落下等が懸念される。他府県においては現に老朽化による信号柱の倒壊・傾斜、信号灯器の落下等の事案が発生している。
- このため施設の老朽化の実態について、定期的な点検による確実な把握に努めるとともに、計画的な更新を行うための財政負担が課題である。
- 特に信号機については、新設すればするほど管理面やランニングコストの面で財政を圧迫する問題がある。

(3) これまでの取組

- 定期的な点検等により、劣化した施設の早期発見、更新に努めている。
- 施設管理面やランニングコストの面からも「現在のストック数の規模の維持」を基本とし、新設については真に必要な箇所について十分な検討を行っている。また、必要性の低下した施設の廃止についても検討を進めており、特に信号機については、必要性の低下した信号機について、必要性の高い交差点への移設について検討を進めるなど、ストック数の維持を図っている。
- 信号灯器については、消費電力が少なく、長寿命であるLED灯器への更新を積極的に進め、ランニングコストの削減を図っている。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針
「現在のストック数の規模の維持」の考え方を基本とし、新設については真に必要な個所を精査し選定を行う。また、必要性の低下した施設については廃止（撤去）や必要箇所への移設について検討を行う。
取組方針
①点検・診断等
<ul style="list-style-type: none">年1回の定期点検を実施し、施設の老朽化の現状について確実な把握に努める。把握した内容や修理、更新の状況について、漏れることなくデータベースに入力し、確実な管理に努め、次の点検・診断に活用する。
②安全確保
<ul style="list-style-type: none">点検等により、修繕が必要な施設を把握した場合、優先的に更新を行う。特に緊急を要する場合は速やかに安全確保のための措置を講じる。設置の必要性が低下した施設は廃止や必要な箇所への移設を検討する。
③耐震化
<ul style="list-style-type: none">「滋賀県地震防災プログラム」に基づき、信号柱の更新事業を推進する。震災時の信号機の滅灯を防ぎ、緊急交通路の円滑な通行を確保するため、電源付加装置の整備とLED化による信号機の省電力化を図る。
④施設総量の適正化
<ul style="list-style-type: none">交通環境の変化に伴い、設置当初の必要性が低下した施設については廃止若しくは必要性がある箇所への移設を検討し、ストック数の維持を図る。一灯点滅式信号機については、代替えの規制（従道路側の一時停止規制など）が可能であれば、廃止とする。
⑤長寿命化
<ul style="list-style-type: none">鋼管柱更新の際において、防食塗装を実施し、腐食防止に努めるとともに、保守業者や警察職員による点検により、劣化状況の把握、対応に努める。
⑥維持管理・修繕・更新等
<ul style="list-style-type: none">耐用年数を超過する施設数が年ごとに変動することから、中期的（15年程度）で平準化して更新を計画することにより、財政負担の平準化を図り実効あるものとする。

14. その他施設

(自然公園施設)

(1) 施設概要

資産内訳	数量	主な施設
自然公園施設	1,898.50 m ²	<ul style="list-style-type: none"> ・自然歩道等沿線トイレ 10 箇所 ・園地等 22 箇所他

(自然公園)



優れた美しい自然の風景地を保護していくと共に、その中で自然に親しみ、野外リクリエーションを楽しむことができるように指定された公園

(2) 施設の現状および課題

- ・ 公の施設の量的な見直し等により維持管理費の低減について一定進んだが、一方、施設の老朽化が進行しており、将来の更新や維持管理に要する財政負担が新たな課題となっている。

(3) これまでの取組

- ・ これまでから施設の設置状況等を踏まえた適切な管理を行ってきたが、今後も施設の将来ニーズ等も見極めながら、引き続き適切な管理を行っていく。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針

施設の設置状況等を踏まえ適時的確に対策を実施することはもとより、将来の更新や維持管理に係る経費の縮減を図る。

取組方針

①点検・診断等

- ・ 施設管理者が行う日常管理による点検結果を踏まえ、通常時の状態と異なる現象が生じていないか常に留意しつつ管理を行う。

②安全確保

- ・ 利用状況、設置された自然環境等に応じ、劣化や損傷の進行（老朽度）が異なることから、安全・安心を確保するため、適切な日常管理等を踏まえた安全確保対策を確実に実施する。

③耐震化

- ・ 施設の保全更新対策の機会を捉えて耐震性能の確認を行い、施設の状況に応じた対策を効率的・効果的に実施する。

④施設総量の適正化

- ・ 今後の人口減少や少子高齢化の進展等による施設ニーズや県の役割の変化、施設の利用状況、維持管理費等踏まえ、施設の統合・廃止・縮小等を継続的に検討する。
- ・ 不要となった施設は、他用途への転用や適切な処分を行う他、計画的に除却等を進める。

⑤長寿命化

- ・ 適切な日常管理等を踏まえた安全対策等を確実に実施することで、長寿命化等を図る。

⑥維持管理・修繕・更新等

- ・ 適時適切な修繕等を行っていくことを基本とし、施設の機能を適切に維持する。

(水質自動測定局)

(1) 施設概要

資産内訳	施設数
水質自動測定局	8

(水質自動測定局)



水質汚濁の状況の把握を目的として、遠隔自動データ収集装置による水質の自動監視を行う施設

(2) 施設の現状および課題

- 施設の老朽化が進行しており、現在は使用できない状態。
- 用途廃止となった施設については安全確保のため、除却等を進める必要があるが、その財政負担が課題となっている。

(3) 今後の方針

- 用途廃止となった施設について、計画的に除却を進める。

15. 公営競技事業施設

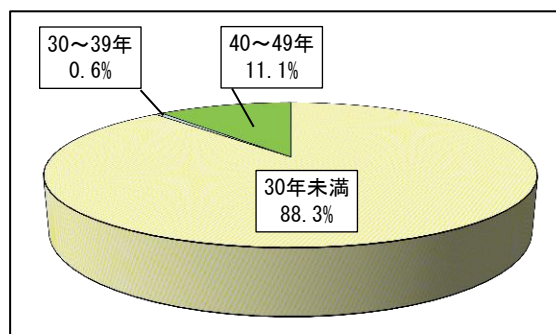
(1) 施設概要

資産内訳	建物数	延床面積(㎡)
新スタンド	1	29,529
競技総合センター	1	5,137
立体駐車場	1	8,250
第3スタンド	1	3,617
旧管理等 (旧施行者事務所棟)	1	1,763
第2管理棟	1	289
計	6	48,585

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000㎡以上	4	46,533	95.8%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	1	1,763	3.6%
500㎡未満	1	289	0.6%
計	6	48,585	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	3	42,916	88.3%
30年～39年	1	289	0.6%
40年～49年	2	5,380	11.1%
30年以上			11.7%
40年以上			11.1%

※ 想定耐用年数 50年



(びわこボートレース場)



モーターボート競走法に基づき、県が施行者として運営する「びわこ競艇場」。正式な名称は琵琶湖モーターボート競走場。競艇の収益金は県の一般会計へ繰り入れられ、県民の福祉向上につながる諸事業の財源として使われている。

(2) 施設の現状および課題

- 平成11年度に競技運営本部、平成13年度末までに新スタンドの整備が完了し、当面立替え等の必要はないものの、整備後13年から15年経過しており、設備を中心に今後、維持管理費用は増大していくことが見込まれる。
- 旧第3スタンド(S48年建築)および旧管理棟(S49年建築)は、現在、開催に必要な一部の機能(南入場口、手荷物預かり所等)を有しているものの大部分は、老朽化のため立入り禁止となっている。これらの施設については、耐震診断実施義務はないが、そのまま使用するには簡易診断等により耐震強度を確認するなど安全の確保が必要であり、取り壊す場合も多額の費用が発生することが課題となっている。

(3) これまでの取組

- 平成26年度に策定した「びわこボートレース場中期経営計画」において、旧第3スタンドおよび旧管理棟については、駐車場の整備など来場者の利便性の向上を図ることを第一にして施設全体の利用計画を考える中で、費用対効果等を考慮しながら活用策を検討していくこととしている。このための財源として平成26年度に公営競技施設整備基金に今後の機器更新費用と合わせて495百万円を積み立てた。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	<p>新スタンド等において施設の長寿命化の取組を行い、施設の維持管理に係る総経費の縮小に努め、老朽化している第3スタンドおよび旧管理棟については、来場者の利便性をいかに向上させることができるのかということを中心に、施設全体の利用計画を考える中で、費用対効果、実現性などを念頭に慎重に検討していく。</p> <p>競艇事業に係る施設の管理・改修については、競艇事業の収益金により整備が図られてきており、今後も事業の収益の中から整備を図っていく。</p>
取組方針	
①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">劣化状況や不具合状況の的確な把握が重要であることから、法定点検に加えて、「県有施設点検マニュアル」を参考に点検を実施するなど、劣化や不具合の進行度合いや施設に与える影響などについて把握するよう努める。点検・診断等の結果を適切に集積し、施設の維持管理・修繕・更新等へ反映させることで、長期継続可能な維持管理を図る。
②安全確保	<ul style="list-style-type: none">利用者の安全確保を最重要事項として認識のうえ点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握するとともに、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行う。老朽化等により供用廃止され、かつ今後も利用見込みのない建物は、危険性が生じることがないように適切に処分・除却を進める。
③耐震化	<ul style="list-style-type: none">昭和56年5月以前着工の旧耐震基準によって建てられた建物については、跡地の有効活用を前提に除却等を進める方向で検討する。
④施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none">将来ニーズ、費用対効果等を踏まえて規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極め、利用見込みのない建物について、適切に処分・除却を進める。
⑤長寿命化	<ul style="list-style-type: none">施設の点検を実施し、不具合箇所や劣化状況の早期の把握・対応を行うことで、可能な限り長寿命化を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none">施設の安全性や競技運営に支障をきたすことのないよう、適切に維持管理・修繕等を実施する。施設の更新（建て替え・改修）については、将来ニーズ、費用対効果、劣化状況、負担の縮減・平準化の観点を踏まえて、規模の縮小を基本としつつ適正規模等を十分見極めながら、今後検討していく。

16. 流域下水道施設

(1) 施設概要

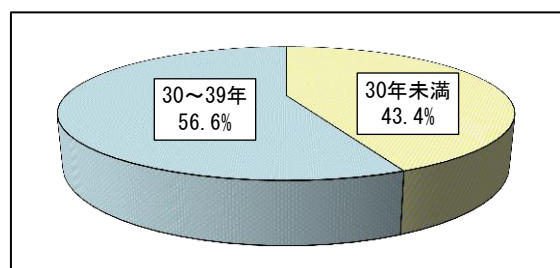
資産内訳	建物数	延床面積(㎡)
処理場	4	1,272,000
ポンプ場	18	29,443
淡海環境プラザ	1	3,500
公園管理棟他	2	784
計	25	1,305,727

管渠	350.9km
----	---------

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000㎡以上	7	1,286,570	98.5%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	5	11,582	0.9%
500㎡以上 1,000㎡未満	10	6,361	0.5%
500㎡未満	3	1,214	0.1%
計	25	1,305,727	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	21	566,689	43.4%
30年～39年	4	739,038	56.6%
30年以上			56.6%

※ 想定耐用年数(土木躯体のみ機械・電気設備除く)
50年



(処理場)



下水を人工的に浄化し、河川などに放流するための施設。沈殿物の除去、微生物による有機物の分解、化学薬品による消毒などを行う。

(ポンプ場)



下水道で運ばれてきた汚水を途中でくみ上げて浄化センターへ送る中継施設

(2) 施設の現状および課題

- 昭和 57 年の流域下水道供用開始以降継続して下水道施設の整備を進めており、県内の下水道整備率は平成 26 年度末で 88.3%にまで上昇した。また、湖南中部浄化センターのある矢橋帰帆島内には、下水処理に関する普及啓発や技術開発の拠点となる淡海環境プラザや公園施設がある。
- 老朽化した施設について順次改築更新を行っているが、今後、これらの事業費の増大が見込まれる。

(3) これまでの取組

- 平成 21 年度に、下水道施設の維持管理や改築更新に係る基本方針をとりまとめた「琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン」を策定した。改築更新時期を迎えた施設については、このガイドラインに基づいて長寿命化計画を策定し、改築更新を行っている。
- 長寿命化計画策定の際は、効果的かつ効率的な改築更新となるよう、単純更新と延命化でのライフサイクルコスト比較や処理方式の変更などについて検討している。
- 施設総量についても、「滋賀県汚水処理施設整備構想 2010 (汚水処理構想)」に基づき、汚水処理施設それぞれの特性を踏まえ、今後の維持管理等も含めた経済比較を基本としつつ、将来の人口動態や地域住民の意向に配慮しながら、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法で整備を進めてきた。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	<p>ストックマネジメントガイドラインに基づき長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な改築更新に努める。</p> <p>また、汚水処理構想に基づき、定量的な指標による適切な施設整備に努める。</p>
取組方針	
①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">ストックマネジメントガイドラインに基づき、健全度等定量的な指標による状況の把握に努める。点検結果は、修繕対応だけでなく、次回以降の点検方法の見直し等にも活用する。
②安全確保	<ul style="list-style-type: none">安全上の問題等が発生した場合には、施設能力を維持しつつ、直ちに修繕または更新を行う。
③耐震化	<ul style="list-style-type: none">下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会、2014年度発行）に基づき、耐震診断の実施および耐震対策方針を決定する。
④施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none">人口減少等の社会情勢の変化に合わせて実施計画を変更し、それに基づいて事業を進めるとともに、統廃合等施設の最適化についても検討していく。
⑤長寿命化	<ul style="list-style-type: none">ストックマネジメントガイドラインに基づいて策定した個別施設計画に従い、計画的かつ効率的な改築更新を行う。
⑥維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none">ストックマネジメントガイドラインに基づき長寿命化計画を策定し、計画的かつ効率的な改築更新に努める。設備・施設の機能低下、故障、事故を未然に防ぐため、日常点検、月例点検及び年次点検を定期的実施するとともに、湖西、東北部、高島の3処理場の管理について、包括的民間委託を導入し維持管理費縮減に努めていく。PPP/PFI等の導入については、これまでから検討しており、引き続き民間の技術力の活用に努めていく。

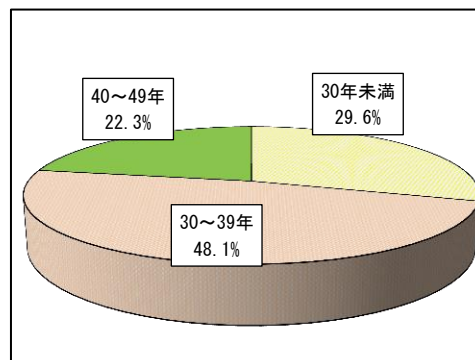
17. 工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設

(1) 施設概要

資産内訳	箇所数	備考
浄水場	4	水道 2、工水 1、水道・工水 1
ポンプ場	9	水道 6、工水 2、水道・工水 1
調整池	6	水道
配水池	6	工水
取水口	1	水道
計	26	

築年数	数量(km)	構成比
30年未満	91	29.6%
30年～39年	148	48.1%
40年～49年	69	22.3%
50年以上	0	-
30年以上		70.4%
40年以上		22.3%

資産内訳	延長	耐用年数(40年)経過施設の割合	
		5年後(2020年)	10年後(2025年)
水道用水管路	200km	61%	70%
工業用水管路	108km	61%	72%



給水能力(m ³ /日)				
水道用水供給事業			工業用水道事業	
吉川浄水場	馬淵浄水場	水口浄水場	彦根浄水場	吉川浄水場
81,100	82,700	35,000	48,500	74,400

(浄水場)



琵琶湖等の水源から取り入れた水(原水)に含まれる砂や濁りを取り除き、きれいで安心して飲める水道水に処理する施設

(2) 施設の現状および課題

- 企業庁の水道施設は、昭和40年代後半から50年代の経済成長期に整備を行ったものが多く、老朽化が進んでいる。管路については、老朽化と共に耐震化率が低く、水道管路で31.3%、工水管路で9.6%となっている。
- また、吉川浄水場においては琵琶湖西岸断層帯地震等で液状化により甚大な被害が発生し長期間の給水停止が想定されている。
- 一方で、受水市町、企業からは料金値上げに対し厳しい意見が出されており、必要な財源を確保しながら、管路更新等施設の老朽化対策や耐震化対策を着実に推進していくことが課題となっている。

(3) これまでの取組

- 管路の更新については、管路老朽度調査を実施し、地盤条件などを考慮した更新基準年を設定し管路更新計画を策定した。また、電気機械設備については定期的な点検を実施し、必要な整備・更新を行ってきた。この実績をもとに長寿命化を考慮して今後の設備更新基準年を設定した。浄水場については、劣化調査と耐震診断を実施した。
- これらの取組をもとに、企業庁全施設の整備計画として、平成26年度から平成27年度にかけ、アセットマネジメントによる長期的な施設整備計画の策定に取り組んでいる。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
	<p>「滋賀県企業庁水道ビジョン」に基づき、「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」として、</p> <p>①将来を見据えたより効率的・効果的な施設整備計画、②実用的かつ持続可能な維持管理計画、③施設整備計画や維持管理計画と連携した財政収支計画を策定し、安全で良質な水の安定供給のため、より健全で効率的な事業運営に取り組む。</p>
取組方針	
①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">設備の点検や、修繕履歴により施設の現状を把握し、点検基準・管理状況を整理するとともに、整理結果を踏まえ、現行の点検方法、体制、頻度の問題点について考察し、効果的な点検・診断を行う。
②安全確保	<ul style="list-style-type: none">水道用水は、供給先である受水市町を通じて、住民の方々に満足していただけるよう、水道水質基準を遵守することはもちろん、より安全で良質な用水の提供に努める。工業用水は、生産活動の支援となるよう、一定の基準値を満たす安定した水質の水を継続的に供給できるよう努める。また、管路パトロール、弁類など設備点検を定期的に行い、事故の防止に努める。
③耐震化	<ul style="list-style-type: none">施設の耐震診断を行い、浄水場の耐震化を最優先で実施する。管路更新は耐震管により更新を行う。
④施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none">将来の水需要予測を踏まえて、ダウンサイジングも視野に入れた施設規模の最適化を検討する。検討に当たっては、平常時だけでなく、整備期間や非常時（地震以外の事故時なども考慮）においても必要な能力を確保する。
⑤長寿命化	<ul style="list-style-type: none">「施設維持管理計画（保全計画）」により、適切な維持管理を実施し、施設の長寿命化を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none">各設備機器等に対して、効率的な予防修繕を基本とした、計画的・効率的な施設維持管理を実施するための「施設維持管理計画（保全計画）」を策定する。「滋賀県企業庁アセットマネジメント計画」による計画的な施設更新を行う。維持管理等の実施に当たっては、民間活用を含む効果的な連携方策の検討・導入などにより一層の経費削減に努める。

18. 病院

(1) 施設概要

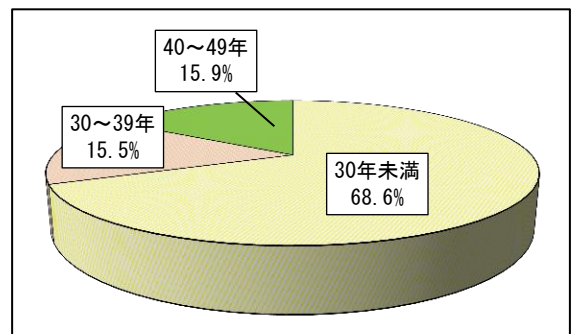
資産内訳	建物数	延床面積 (㎡)
成人病センター	10	70,773
小児保健医療センター	1	9,055
精神医療センター	4	10,582
職員宿舎等	6	9,018
計	21	99,428

規模	建物数	総面積(㎡)	構成比
3,000㎡以上	7	85,395	85.9%
1,000㎡以上 3,000㎡未満	5	9,054	9.1%
500㎡以上 1,000㎡未満	5	4,122	4.1%
500㎡未満	4	857	0.9%
計	21	99,428	100.0%

築年数	建物数	総面積(㎡)	構成比
30年未満	14	68,230	68.6%
30年～39年	5	15,351	15.5%
40年～49年	2	15,848	15.9%
30年以上			31.4%
40年以上			15.9%

※ 上記は、平成 27 年度末時点

※ 想定耐用年数 50 年



(成人病センター)



がんや、心臓血管疾患、脳神経疾患等の生活習慣病に関する高度専門医療を提供する拠点施設
(病床数) 541床
(診療科数) 28診療科

(小児保健医療センター)



小児を対象とした高度専門医療、精密健診、保健指導、総合療育を提供する拠点施設
(病床数) 100床
(診療科数) 9診療科

(精神医療センター)



思春期、アルコール依存症、処遇困難例、緊急医療を中心に精神障害の治療や社会復帰を専門に行う拠点施設
(病床数) 123床
(診療科数) 3診療科、精神科デイケア

(2) 施設の現状および課題

- 昭和 50 年から昭和 58 年度頃にかけて成人病センターの整備を進め、昭和 62 年に小児保健医療センター、平成 4 年に精神医療センター、平成 14 年に成人病センター新棟、さらに平成 25 年には精神医療センター医療観察法病棟の整備を行っており、平成 27 年度末時点では、約 31.4%が建築後 30 年以上経過している。
- 現在、成人病センター新病棟の整備を進めている。その完成後、老朽化した病棟の解体を予定している。
- 小児保健医療センターについて、現在、機能再構築に向けた基本構想を策定中であり、今後その内容によって新たな施設整備を伴う場合がある。
- 高度医療、全県型医療を推進し、患者に満足していただける良質な医療を提供するためには、病院の経営状況を踏まえつつ施設の整備改修等が随時必要である。

(3) これまでの取組

- ・ 滋賀県立病院中期計画に基づき、将来の医療福祉を見据えた病院機能の構築や経営の安定・効率化等を念頭に、施設の整備・改修等を進めてきたところである。
- ・ 現在、小児保健医療センターの機能再構築に向けた基本構想の検討を進めている。

(4) 基本方針および取組方針

基本方針	
<ul style="list-style-type: none">・ 患者に満足していただき安定的かつ持続的に良質な医療を安定して提供していくため、中期計画に基づく、施設・設備の整備をする。・ 先般、国が示した新公立病院改革ガイドラインにおいても、経営の効率化を図る具体的な取り組みとして、施設・設備整備費の抑制が示されており、新たに作成する中期計画（新公立病院改革プラン）においても、そうした点に十分配慮し、計画策定・実行していく。	
取組方針	
①点検・診断等	<ul style="list-style-type: none">・ 常に患者の生命を預かる病院施設という施設の特性に鑑み、24時間稼働できる施設であるべく、法定点検、定期点検のみならず日々の点検等を実施しており、今後も確実に実施していく。
②安全確保	<ul style="list-style-type: none">・ 患者の安全確保を最重要事項とした認識のうえ点検・診断を実施し、危険性の有無を適切に把握し、危険性が認められた場合は、速やかに安全確保のための措置を行うという、いわゆる「予防保全」に今後も取り組んでいく。・ また、老朽化等により供用廃止されかつ今後も利用見込みのない病院施設は、危険性が生じることがないように適切に管理するとともに、公営企業体として、収支状況を踏まえつつ、処分・除却等を進める。
③耐震化	<ul style="list-style-type: none">・ 耐震化は完了しており、対策の必要性なし。
④施設総量の適正化	<ul style="list-style-type: none">・ 県が策定する地域医療構想に基づき、県立病院に求められる役割を果たすことができるよう、病床数等病院機能全体の適正化に向けた取り組みを含む次期中期計画を策定する。
⑤長寿命化	<ul style="list-style-type: none">・ 人命を預かる病院施設においては、故障や不具合が原則許されないことを十分に考慮し、その発生抑制対策およびメンテナンス対策等の「予防保全」の視点を盛り込んだ次期中期計画を策定し、病院施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図る。
⑥維持管理・修繕・更新等	<ul style="list-style-type: none">・ 病院施設の安全性および運営に支障をきたすことがないように、維持管理を含む修繕・更新等を実施していく。そのため、病院の経営状況を踏まえつつ、更新等の優先順位を設定する等、計画的な保全の実施に向けた取組を進めることとする。・ また、建替や大規模改修、維持管理の実施に当たっては、他病院の状況も踏まえ、整備面積の精査等により発生費の抑制に取り組んでいく。このような視点を含め、次期中期計画（新公立病院改革プラン）を策定する。

参 考 資 料

1 策定経過	62
2 検討体制等	62
3 公共施設等の概況	63
4 各施設類型における計画等の策定状況	63

1 策定経過

(1) 行政経営改革委員会における審議

平成27年6月 公共施設等マネジメントについて
公共施設等マネジメント部会の設置決定

(公共施設等マネジメント部会)

7月 (仮称)滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(骨子案)について
9月 公共施設等マネジメントについて

(2) 行財政対策特別委員会(県議会)における審議

平成27年6月 (仮称)滋賀県公共施設等マネジメント基本方針の策定について
7月 (仮称)滋賀県公共施設等マネジメント基本方針(骨子案)について
10月 公共施設等マネジメント基本方針(原案)について

(3) 市町との情報交換

平成27年9月 公共施設等総合管理計画について

2 検討体制等

庁内の取組体制

有識者・県民意見の反映

県政経営会議
県政経営幹事会議

行革調整会議(次長級)

協議、報告

公共施設等マネジメント推進会議 (H27年4月設置)

※建築物・インフラ・公営企業施設関係課の課長級で構成

【主な建築物】 経営企画室(幹事)、教育総務課、県警会計課
【インフラ等】 森林保全課、耕地課、道路課、砂防課、都市計画課、住宅課、流域政策局、県警交通規制課
【公営企業】 下水道課、事業課、企業庁、病院事業庁

報告

意見

作業・検討

公共施設等マネジメント連絡員会議

上記所属の担当者+オブザーバー(市町振興課、
監理課)で構成

(県議会)

行財政対策特別委員会

(附属機関)

滋賀県行政経営改革委員会(12名)
(公共施設等マネジメント部会 5名)

田中委員長(同志社大学 政策学部 教授)
松田委員(滋賀大学 経済学部 准教授)
山田委員(日本労働組合総連合会滋賀県連
合会会長)
浅野委員(NPO法人HCCグループ理事長)
山口委員(公募委員)

(県民等)

県政モニター等との意見交換
パブリックコメント

3 公共施設等の概況

施設の類型		数	量	備考	
公共施設等	建築物	①庁舎等	160施設、1,103棟(59.4万㎡: 県庁舎、びわ湖ホール、アイスアリーナ等)		
		②学校	64校、2,035棟(72.4万㎡: 県立高校(併設の3中学校を含む)、特別支援学校)	H28.3見込み	
		③警察施設	269施設、1,006棟(14.9万㎡: 警察本部庁舎、警察署、交番・駐在所等)		
	インフラ施設	④道路施設	道路延長(実延長)2,235km、橋梁2,873橋、トンネル48本、舗装20,984km、シールド12箇所、大型カルバート3箇所、横断歩道橋36橋、門型標識11基		
		⑤河川管理施設	可動堰2施設、樋門12施設、浄化施設4施設、サイフォン1施設、調整池ポンプ1施設、除塵機1施設、管理橋57橋		
		⑥港湾施設	水域施設8施設、外郭施設48施設、係留施設48施設、臨港交通施設8施設、その他58施設		
		⑦治水ダム	ダム6か所(余呉湖、日野川、石田川、宇曾川、青土、姉川)		
		⑧砂防関係施設	砂防堰堤・床固4,721基、地すべり防止施設10施設、急傾斜地崩壊防止施設295施設		
		⑨公園施設	園路広場(木橋、デッキ等)、休養施設(四阿・ハコラ等)、遊戯施設(遊具)等 6,818施設		
		⑩県営住宅	43団地、3,007戸		
		⑪農業水利施設等	農業用の用排水路 基幹水路 約1,000km、末端水路約12,000km 基幹施設(ダム、頭首工、用排水機場等)125箇所、農業用ダム4箇所、ため池703箇所、農道(橋梁)131橋、地すべり防止施設2地区		
		⑫治山・林道施設	治山(溪間工)10,274基		
			林道2路線		
	⑬交通安全施設	信号柱9,597本、信号制御機2,372基、信号灯器25,545灯、管制情報板18基、交通流監視カメラ20基、情報収集提供装置482基、情報収集装置1,707基、オーバースタック(大型)標識2,025本			
⑭その他施設	自然公園施設1,898.50㎡、水質自動測定局8施設、等				
公営企業施設	⑮公営競技事業施設	6棟(48,585㎡)			
	⑯流域下水道施設	処理場4箇所(1,272,000㎡)、ポンプ場18箇所(29,443㎡)、管渠350.9km 等			
	⑰工業用水道事業施設・水道用水供給事業施設	水道用水道管路200km 工業用水道管路108km 浄水場4箇所、ポンプ場9棟、調整池6池、配水池6池、取水口1か所			
	⑱病院	21棟(99,428㎡)		H28.3見込み	

※特別の記載のないものについては、平成27年4月1日現在

4 各施設類型における計画等の策定状況

施設の類型	長寿命化対策等に係る計画策定		備考(ホームページアドレス等)
	これまでの取組	今後の取組(予定)	
建築物	①庁舎等	H26 県有施設活用基本指針策定	(公共施設等マネジメント) http://www.pref.shiga.lg.jp/gyokaku/sis-etumanagement/index.html
	②学校	県有施設長寿命化ガイドライン策定	
	③警察施設	H27 県有施設点検マニュアル策定	
インフラ施設	④道路施設	H25 舗装補修ガイドライン策定 H26 舗装修繕計画策定	・個別に修繕計画・修繕方針を策定 (橋梁長寿命化修繕計画) http://www.pref.shiga.lg.jp/h/doro/files/kyouyoutyoutyuyumyakeikaku.pdf
		H23 橋梁長寿命化修繕計画策定(15m以上)	H27-28 橋梁長寿命化修繕計画策定(15m未満)
	⑤河川管理施設	H19 管内版河川維持管理計画(案)策定 H24 河川巡視点検マニュアル策定	H28 長寿命化計画策定
		⑥港湾施設	H23・24 港湾維持管理計画策定
	⑦治水ダム	H25 ダム2カ所の長寿命化計画策定 H26 ダム2カ所の長寿命化計画策定	H27 ダム2カ所の長寿命化計画策定 ⇒6ダムの計画をまとめ、県ダム長寿命化計画策定
		⑧砂防関係施設	H25~26 施設の緊急点検
	⑨公園施設	H25 公園施設長寿命化計画策定	H27・30 公園施設長寿命化計画の見直し・更新 (公園長寿命化計画) http://www.pref.shiga.lg.jp/h/d-kanri/kikaku/files/8_nakagawa.pdf
	⑩県営住宅	H23 公営住宅等長寿命化計画策定 H25 公営住宅等長寿命化計画の一部変更	H27 公営住宅等長寿命化計画の見直し
		⑪農業水利施設等	H20 農業水利施設アセットマネジメント全体計画策定 H25 農業水利施設アセットマネジメント中長期計画策定
	⑫治山・林道施設		(治山)H21~H26 現況調査実施
(治山・林道)水源林保全巡視員による目視点検		H27 林道施設長寿命化計画策定	
⑬交通安全施設	年1回の定期点検実施、結果のデータベース化	H32まで (仮称)交通安全施設長寿命化計画策定	
公営企業施設	⑮公営競技事業施設	H26 びわこポートレース場中期経営計画策定	H32まで (仮称)びわこポートレース場施設長寿命化計画策定
	⑯流域下水道施設	H21 琵琶湖流域下水道ストックマネジメントガイドライン策定 H23~ ガイドラインに基づく長寿命化計画策定	H27~ 処理場施設・中継ポンプ場の長寿命化計画策定 (滋賀県下水道中期ビジョン) http://www.pref.shiga.lg.jp/d/gesuido/ryuui/tyukibijyon.html
		⑰工業用水道・水道用水供給事業施設	管路老朽度調査、浄水場等耐震診断、管路更新計画策定
	⑱病院	県立病院中期計画に基づく施設の整備・改修等	H32まで 次期中期計画(新公立病院改革プラン)策定 (県立病院の経営改善に向けた取り組み) http://www.pref.shiga.lg.jp/n/byouin/to rikumi.html#kaikaku